

和田山特別支援学校防災マニュアル

—令和3年度版—

広報用



「危機の時、何より正しい教科書は、

マニュアルや想定より、目の前にある現実だ」

～東日本大震災の教訓より～

平成27年3月策定

平成28年4月改訂

平成29年4月改訂

平成30年4月改訂

平成30年9月改訂

令和元年4月改訂

令和2年4月改訂

兵庫県立和田山特別支援学校

〒669-5252 兵庫県朝来市和田山町竹田 1987-1

TEL (079)674-0214 FAX(079)674-0279

*このマニュアルは学校保健安全法及び土砂災害防止法に基づいて作成しています

－ 目 次 －

1. 平常時の対応

(1) 学校防災計画.....	1
(2) 安全点検等の実施.....	2
(3) 防災教育・安全教育・職員研修の推進.....	2
(4) 地震発生時の措置.....	3
(5) 災害発生時の連絡方法の確認.....	4
◆ 災害伝言ダイヤル.....	5
(6) 学校災害対策本部組織図及び役割分担.....	6
自衛防災職員組織表.....	8
(7) 重要書類について.....	9
(8) 校区内（朝来市・養父市）の避難場所及び避難所等について.....	10
(10) 災害時に備えた常用薬の保管について.....	10
(11) 災害時に備えた食糧の備蓄について.....	10

2. 非常時の対応

(1) 本校の現状.....	11
(2) 本校における被害の想定.....	11
(3) 災害発生時に障害のある児童生徒等に起こりやすい状況.....	13
(4) 地震発生時の行動.....	14

3. 災害発生時の基本的対応

(1) 災害発生時の職員の動員について・非常時の配備体制.....	16
(2) 地震発生時の基本的対応	
①地震発生時の対応の流れ.....	17
②職員のとる基本行動.....	18
③職員の動き	
< 1>第1次避難.....	19
< 2>保護者への連絡・児童生徒の管理.....	19
< 3>児童生徒の引き渡しについて.....	19
●児童生徒引き渡しカード.....	21
●参考資料 東日本大震災の際の筑波大学附属聴覚特別支援学校の対応.....	22
< 4>地域との連携について.....	22
(3) 避難場所・避難所開設について.....	23
①避難者の受け入れについて	②避難者の想定
③避難所の運営の主体と運営組織	④学校における避難所開設及び運営の流れ
(4) 学校再開までの流れ.....	24
(5) 応急教育に向けた流れ.....	25
(6) スクールバスに乗車中における災害発生時の対応.....	27
(7) ①火災発生時の基本的対応.....	29
○令和 2年度教室・特別教室の管理責任者.....	30
②寄宿舍の避難場所.....	31
○寄宿舍棟の管理者.....	32

(8) 風水害及び土砂災害発生時の対応の流れ.....	33
①気象警報発令の対象地域と措置	②情報収集及び伝達
③避難誘導等	④避難基準
⑤避難方法	⑥避難周辺や避難経路の点検
⑦避難の実施	⑧避難を確保するための学校備品の整備に関する事項
⑨防災教育及び訓練の実施に関する事項	
⑩夜間の対応	⑪災害対応タイムスケジュール
 (9) 弾道ミサイル発射に係る Jアラート等を通じた緊急情報発信時の対応	37
 ○防災設備箇所及び避難経路図.....	41
◆緊急時連絡先一覧.....	46
◆校区内（朝来市・養父市）の避難場所及び避難所等一覧.....	47
◆避難者世帯票（避難所開設時に活用）	58
◆避難所の状況連絡票（避難所開設時に活用）	59
◆児童生徒名簿（安否確認用）及び児童生徒住所録.....	60
◆職員名簿（安否確認用）及び職員住所録.....	61

1. 平常時の対応

(1) 学校防災計画

	月	日	内 容	担 当	備 考
1	4月	毎月	安全衛生委員会	安全衛生委員	学校安全に関すること
2		上旬	安全点検者・防火責任者の設定	総務部	・設定後防災マニュアル改訂及び全職員への配布 ・校長室・事務室・職員室寄宿舍職員室に新版を設置
3		上旬	家庭保存版「災害伝言ダイヤル地震発生時の対応」を配布	総務部	ラミネートし、保護者及び職員に配布（未配布者のみ）
4		上旬	学校安全計画の作成	総務部及び保健室	県へ提出
5		下旬	危機管理研修	総務部及び生活安全部	防災マニュアル、役割等の共通理解（職員個人マニュアルの作成）校内防火・防犯施設設備等
6	5月	上旬	搜索訓練	生活安全部	
7		下旬	緊急地震速報ショート訓練①	総務部	
		下旬	救急法研修	生活安全部	
8	6月	上旬	防犯ショート訓練①	生活安全部	
9		下旬	第1回防災学習 (避難訓練と非常食体験)	総務部 厨房	3校時実施、給食時に非常食体験・非常食入れ替え
10	7月	中旬	一斉防災安全点検	総務部	校内の一斉安全点検
11		下旬	救急法研修会（舎）	寄宿舍	
12	8月		救急法研修会	生活安全部	応急処置
13			防犯訓練・避難訓練（舎） 福祉村防災合同訓練	寄宿舍 総務部	
14			病態研修会・防災研修会（舎）	寄宿舍	
16		9月	初旬	緊急地震速報ショート訓練②	総務部
17	10月	下旬	防犯ショート訓練②	生活安全部	
18	11月	初旬	緊急地震速報ショート訓練③		津波防災の日（11月5日）
19	1月	初旬	次年度の防災計画の作成	総務部 各学部	
20		中旬	防災体験プログラム		阪神淡路大震災（1月17日）
21	3月	初旬	緊急地震速報ショート訓練④	総務部 各学部	東日本大震災（3月11日）

(2)安全点検等の実施

①各室の管理

防火責任者が各室の清掃整備、火元の点検を行い、火災等の人為的災害発生の防止に努める。

②漏電点検

法規に定める定期点検以外に、必要に応じ臨時点検を実施する。

③消火器具整備

消火器・消火栓・揚水ポンプ等の点検整備を定期的に行う。

④休日における管理

休日などの職員不在時における管理は、警備会社の機械設備により行う。

⑤安全点検

消防署の査察以外に、毎月職員による施設及び設備の安全点検を行う。また、1学期の終業式の日に一斉防災安全点検を行う。

(3) 防災教育・安全教育・職員研修の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災等を踏まえ、地域の特性に起因する様々な自然災害から自らの生命を守るため、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し、主体的に行動する力を育成する。併せて、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校防災体制の充実を図る。

①避難訓練を実施する際には形式的にならないように、停電など様々な状況を想定し、課題が見つかる工夫した訓練を行うこと。

②緊急地震速報を用いたショート訓練を実施する。

③避難訓練の実施日に非常時備蓄用食料を試食し災害への意識を高めるとともに、新しい食料と入れ替え、非常時に備える。

④救急法等の職員研修を実施し、非常時の救護活動に備える。

⑤福祉村における災害時の応援体制として締結された「福祉村災害時相互応援に関する申合せ（平成13年3月）」に基づき、輪番制による避難訓練を実施する。定期的に福祉村他施設で実施される地域連携の避難訓練にも職員を派遣する。

(4) 地震発生時の措置

<p>①南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合 ※朝来市・養父市は震度5強が想定されている（国有識者会議想定） ※長期にわたる場合には協議を行う。また、事前避難がある場合は避難所開設準備も行う。</p>		
情報名	情報発表条件	学校の対応
条件① 調査を開始の場合	南海トラフ沿いで異常な現象（※1）を観測 その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ※1 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等を想定	通常通り
条件② 地震発生の可能性が相対的に高まった場合	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合	原則通常通り 但し、一斉休校等の指示があった場合は休校
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	通常通り

<p>②大地震が発生したとき（震度5弱以上） ※震度4以上で公共交通機関の運転見合わせ、速度規制、交通規制が行われることがある</p>			
	学 校	スクールバス	保 護 者
在 校 中	臨時休校（授業打ち切り） 学校で児童生徒を保護者に引き渡す。舎生は学校で待機する。 一次避難場所…和田山特別支援学校 二次避難場所…立雲の郷 竹田コミュニティセンター 竹田小学校	運行しない。	学校へ児童生徒を引き取りに来る。 舎生保護者は学校からの連絡を待つ。
		◆登校中 地震発生後は、児童生徒を乗車させない。 既に乗車している児童生徒は原則、そのまま登校する。	児童生徒をスクールバスに乗車させた保護者は学校へ引き取りに来る。
登下校中	臨時休校 児童生徒の安全確保	◆下校中 原則として帰校する。通常運行不能な場合は最寄りの避難場所へ一時避難・待機する。 必要に応じて職員が救護・保護に向かう。	学校へ迎えに来る。
		運行しない。	登校させない。
在 宅 中	臨時休校	運行しない。	登校させない。

※現場実習期間中の地震についても上記の基準に準じる。

◆大規模地震発生時は学校へ電話をしない。

電話が殺到すると回線がふさがれ、学校から関係機関及び家庭への連絡に支障が生じます。
マニュアルに沿った行動をとること。

(5) 災害発生時の連絡方法の確認

災害時、学校から保護者及び関係機関への電話連絡（学校から発信）は「災害時優先電話」に指定されているため、一般の電話回線よりも比較的つながりやすい状態になっている。しかし、一般電話回線及び携帯電話から学校への連絡（学校が着信）は発信者側の回線の混雑の度合いに影響される。これは通信事業者が通信制限をしているためである。そのため学校への発信は電話がつながりにくい事が予想される。

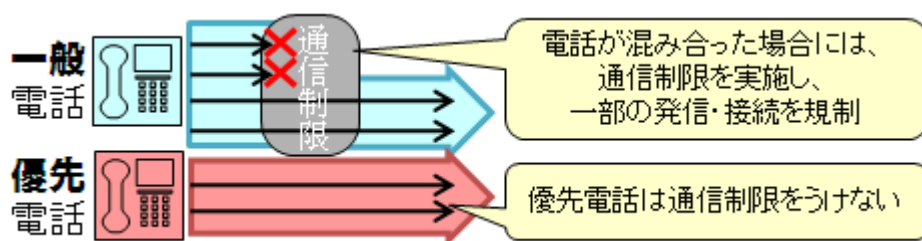
学校の状況や今後の対応等についてはホームページ、PTA一斉メール、災害伝言ダイヤルを活用して周知する。

学校災害対策本部（総務部）は4月のできるだけ早い段階にNTT西日本が提供する災害伝言ダイヤルサービスの使用方法について周知する。

安否確認については発災後に使用可能な情報収集手段をフル活用する。連絡が取れない等が起こった時はその時の状況に応じて家庭訪問等を行うなど情報収集に努める。

○電話回線について

災害時、学校から保護者及び関係機関への電話連絡（学校から発信）は「災害時優先電話」に指定されているため、一般の電話回線よりも比較的つながりやすい状態になっている。しかし、一般電話回線及び携帯電話から学校への連絡（学校が着信）は発信者側の回線の混雑の度合いに影響される。これは通信事業者が通信制限をしているためである。そのため学校への発信は電話がつながりにくい事が予想される。



※但し、優先電話は必ずつながることを保証するものではない。制限を受けないということが一般電話との違いである。

－参考資料－

災害時に有効な連絡手段（数字は東日本大震災の際に有効だった順位）

- ① SNS サービス（Twitter, Facebook, Mixi, Line 等）
- ② 携帯電話メール
- ③ パソコンメール
- ④ 災害用伝言ダイヤル・伝言板（NTT 西日本・携帯電話各社）
- ⑤ 携帯電話
- ⑥ 公衆電話（災害時優先電話になっている）
- ⑦ その他（google パーソンファインダー J-anpi ）

◆災害伝言ダイヤル

地震や集中豪雨など大規模な災害が発生した場合NTTが災害伝言ダイヤルを設置する。学校が録音した児童生徒の安否情報を確認することができる。

ただし、この伝言は登録が10件を超えると古いものから順に上書きされるため、相互に録音された内容を確認することができるまで何度か繰り返す必要がある。

発災後から30分を目標に開設される

－ 基本的操作方法 －

【録音の仕方】

- ① 「171」をダイヤルしガイダンスに従って操作する。
- ② 「録音」を選ぶ
→ガイダンスの後、「1」を押す
- ③ ガイダンスの後、学校の電話番号を入力する。
→079-674-0214
- ④ガイダンスの後、「1」を押す
- ⑤メッセージの録音
→30秒以内で録音したい内容を話し、話が終わったら「9」を押す。
録音後、訂正のある場合は8を押す。
- ⑥おわり

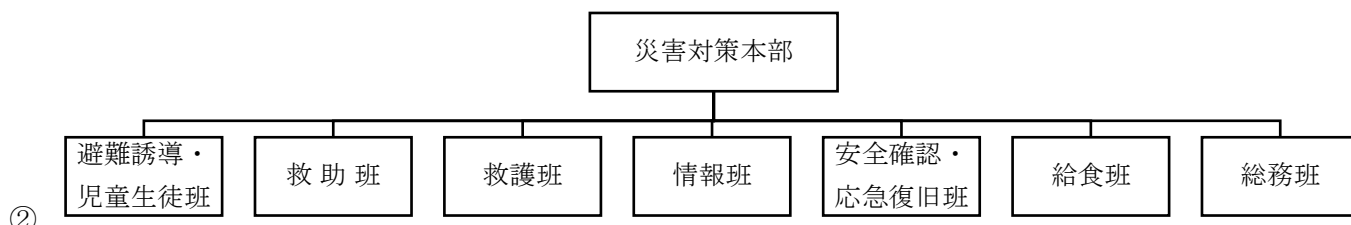
【再生の仕方】

- ① 「171」をダイヤルしガイダンスに従って操作する。
- ② 「再生」を選ぶ
→ガイダンスの後、「2」を押す
- ③ガイダンスの後、学校の電話番号を入力する。
→079-674-0214
- ④ガイダンスの後、「1」を押す
- ⑤メッセージが再生される
 - ・聞き終わったら受話器を置く。
 - ・次の伝言を聞きたいときは、数字の9を押す。
- ⑥おわり

(6) 学校災害対策本部組織図及び役割分担

学 校 災 害 対 策 本 部	
本部長（校長）	総指揮
副本部長（教頭・事務長）	具体的指示・状況把握・経過の記録・関係機関との連絡窓口
総務部長	防災対策全般・運行中のスクールバスの状況確認と把握 全体の調整・情報収集と情報発信
総務防災担当	
専任舎監担当教諭	防災対策全般・寄宿舎生の状況の把握・情報収集
寄宿舎防災担当	
学部長	各学部の状況集約・伝達 児童生徒の状況把握・情報収集

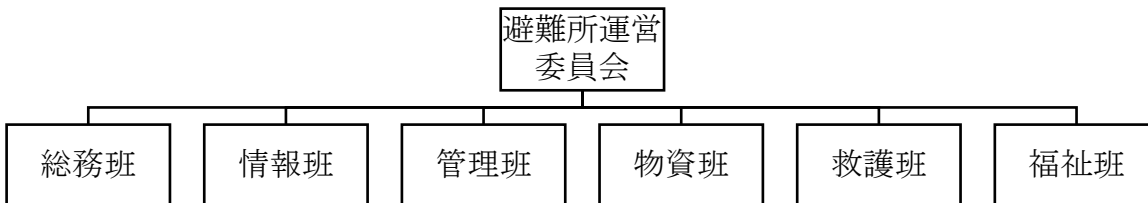
① <1次体制>避難と下校、児童生徒の引き渡し完了まで



班	構 成 員	役 割 分 担
災害対策本部	上 記	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の被災状況の把握 ・対策の決定・指示 ・各班との連絡・調整 ・各学部の児童生徒の状況の把握 ・関係機関への連絡・必要物資の要求 ・活動内容の記録 ・県教育委員会への連絡 ・火災時の通報・救助・搬出要請など ・地域ニーズの把握と調整 ・市防災部局との連絡調整 ・避難所開放場所の明示（※必要がある場合） ・持出し物品及び重要書類搬出指示
避難誘導・児童生徒班	担任・学年主任・学部所属職員 寄宿舎職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全確認 ・安否確認 ・児童生徒の掌握 ・安全確保・避難誘導、児童生徒への声かけ、心のケア ・酸素や必要な物品の持ち出し ・保護者引渡しまでの児童生徒の保護 ・保護者及び代理人への引き渡し（身元確認徹底） ・必要に応じた他班の支援
救助班	支援研修部 総務防災担当・寄宿舎防災担当 P.8の表●該当者→救助優先	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内の巡回・残留者の確認（2次災害に注意のこと） ・巡回中に防火扉閉鎖（火災がある場合）

救護班	養護教諭・看護師・ 生活安全部	・救護場所の確保、傷病者の救護、応急処置 ・救急車要請→本部より ・非常時用品の搬出 (応急手当備品、酸素、AED、児童生徒常用薬の持ち出し)
情報班	情報担当	・ライフラインの確認 ・通信の復旧 ・情報の集約・集積 ・情報の発信（ホームページ、一斉メール、災害伝言ダイヤル等） ・避難所開放区域の教室表示等作成 ・避難所名簿の作成（※必要がある場合）
安全確認・応急復旧班	事務職員、校務員 P.8の表●該当者→救助優先 教務部、寄宿舎職員	・初期消火 ・巡回中に火災があれば防火扉を閉鎖（無理はしない） ・施設整備、施設機材の安全確認 ・危険箇所の明示と封鎖 ・必要物品の搬出・準備、重要書類搬出（必要があれば）
給食班	厨房職員	・備蓄食料・飲料水の確保・非常食等の準備と分配 ・施設設備安全点検 ・状況によっては炊き出し
総務班	総務副部長・S B担当 (※S B→スクールバス)	・S Bとの連絡・S B運営会社との連絡 ・S Bの支援と状況の把握 ・放課後等デイサービス事業者への連絡

②<2次体制>避難所開設の場合 ※災害対策本部の人員をそのまま「避難所運営委員会」に移行する



※班長（リーダー）は必ず各班に本部伝令係を1人以上任命する。

班	構 成 員	役 割 分 担
避難所運営委員会	災害対策本部員 市部局派遣職員 災害ボランティア代表 自治組織代表 支援団体代表	・自治組織の早期立ち上げを行い、学校早期再開を目指す。 ・各団体、組織等との調整
総務班	総務部 進路指導部 舎務部	避難所の管理、秩序維持、ボランティア要請 避難所ルールに関すること、避難所日誌の作成・記入等避難所運営全般の取りまとめ
情報班	情報担当	避難所名簿の更新及び管理 避難者への情報提供及び避難者情報の管理
物資班	教務部 支援研修部	食料等の配給及び不足物資の請求、生活物資の配給、物資不足分の請求及び余剰物資の管理
救護班	養護教諭・看護師・ 事務職員 支援研修部（専任）	負傷者の対応（医療機関への搬送等）及び災害時要配慮者及び避難行動要支援者への支援、医療機関との連携

管理班	生活安全部	避難所における衛生管理・環境管理
福祉班	支援研修部支援係	避難所における合理的配慮による支援

○自衛防災職員組織

班	リーダー	
災害対策本部	校長	校長 本部長 教頭 副本部長 事務長 副本部長 総務部長 総務防災担当 専任舎監担当教諭 寄宿舍防災担当 小学部長 中学部長 高等部長
避難誘導・児童生徒班 ※●印は最終確認者 ※危険を伴う場合は確認不要 ※他班重複該当者は避難誘導が終わり次第、他班に合流する。	学習棟 寄宿舍棟 自立活動棟	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">省 略</h1> </div>
救助班	支援研修部長	支援研修部 小・中学部は副学部長、高等部は各学年主任
救護班	養護教諭	養護教諭、看護師必要に応じて生活安全部 (養護教諭・生活安全部)
情報班	情報教育推進委員長	(情報担当)
安全確認・応急復旧班	校務員	事務職員、教務部、寄宿舍職員
	教務部長	<初期消火班> (※消防経験者をできるだけ入れる) (小) (中) (舎) 寄宿舍職員
給食班	栄養教諭	厨房職員
総務班	総務副部長	総務SB担当

※班長（リーダー）は各班に必ず本部伝令係を1人以上任命する。

※災害対策本部長を中心に役割でないことも柔軟に対応すること。

※各役割でリーダー不在、遂行困難な場合は副部長が担当する。

(7) 重要書類について

「重要書類」は耐火金庫保管とし原則として持ち出さない。但し、延焼、流出、埋没等の恐れがあり身体に危険がない場合のみ持ち出すこととする。事務室にある証拠書・給与認定関係等の書類やイントラハードディスクについては事務職員が持ち出すものとする。指導要録や職員室保管の支援研修部・教務部管理の個別のUSBメモリについては支援研修部員・教務部員が持ち出すこととする。

	書類名	保管場所		書類名	保管場所
1	卒業生指導要録	職員室金庫	13	履歴書・証拠書・認定関係	事務室
2	在校生指導要録		14	給与明細関係	
3	児童生徒出席簿 (前年度分まで)		15	昇格昇給台帳	
4	個別の指導計画		16	経理関係書類	
5	教科用図書配当表	職員室教務 ロッカー	17	備品台帳等出納簿	
6	個別のUSBメモリ	職員室USB ボックス	18	就学奨励費関係	
7	学校医執務記録簿	保健室	19	イントラハードディスク	
8	個人ファイル(健康)		20	学校日誌(前年度分まで)	
9	健康診断に関する表簿 (職員)		21	出勤簿(前年度分まで)	
10	健康診断に関する表簿 (児童生徒)		22	入試関連書類(過去の願 書等)	
11	通帳 (同窓会・PTA 関係)	職員室金庫 (管理は 総務部 同窓会・PTA 担当者)	23	通帳(公金関係)	
12	卒業生名簿		24	公印(学校長印・学校印・ 出納員印)	

(8) 校区内（朝来市・養父市）避難場所及び避難所について

①避難場所一覧

本校に近い避難場所は立雲の郷「とらふす道場」、竹田地区コミュニティセンター、竹田小学校等がある。万一、本校に留まることに少しでも危険（土砂災害の発生等）がある場合は、より安全な場所を状況判断して朝来市指定の避難場所へ2次避難すること。

また、スクールバス運行時にスクールバスが被災し、運行が難しい場合は、最寄りの避難場所に避難待機することとする。

※避難場所・・・災害が起きた時にひとまず身を守るために避難する場所

※避難所・・・避難生活をするための地域住民のための場所

※本マニュアル後半に一覧を示す。但し、自治体により少し対応が異なるため留意すること。

(9) 災害時に備えた常用薬等の保管について

平常時及び災害時の薬の預かり及び管理については養護教諭が行う。

通学生の薬については保健室での保管とし、3日分を目安として預かることとする。災害時などに持ち出す必要が生じた場合は養護教諭が持ち出す。

但し、寄宿舎生については夜間等の対応があるため寄宿舎保管とし、寄宿舎から持ち出す必要が生じた場合は寄宿舎職員で持ち出す。

(10) 災害時に備えた食料の備蓄について

災害などの非常時に備え、食料の備蓄を行う。6月の防災学習の給食時に非常食体験として試食し、毎年入れ替えを行う。保管場所は厨房入り口の和室とする。

また、災害発生時等において緊急を要する場合は給食・舎食用の食材を炊き出し用の食材として転用する。

2. 非常時の対応

(1) 本校の現状

①所在地と周辺の概要

(兵庫県朝来市和田山町竹田 1987 番地 1)

学校は海拔約 130m にあり、西側に円山川が流れ、北に金梨山、南に朝来山がある。また本校事務室前に谷川が流れている。

南側には県道 277 号線、西側に国道 312 号線がある。北 2.5 km の場所には北近畿豊岡自動車道和田山インターがある。西約 750m の場所に J R 竹田駅がある。

②児童生徒の通学方法

- | | | | |
|---|--------|---|----------|
| ア | スクールバス | イ | 自力通学 |
| ウ | 寄宿舎生 | エ | 保護者による送迎 |

※スクールバスと保護者による送迎・自力通学に重複する児童生徒あり

③建物について

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|-----------------|
| ア | 南校舎 (昭和 54 年竣工・平成 26 年度耐震補強工事済) | | |
| イ | 自立活動棟 (昭和 54 年竣工・平成 25 年度耐震補強工事済) | | |
| ウ | 寄宿舎棟 (平成 10 年竣工) | エ | 北校舎 (平成 10 年竣工) |
| オ | 体育館 (平成 6 年竣工) | | |



(2) 本校における被害の想定

各災害について下記のように想定するが「想定以上のこと」が起こりうることも考慮に入れておく必要がある。生命の安全を最優先にして、慎重かつ臨機応変に事態にあたること。

【地震】

兵庫県によるとM7. 2クラスの内陸型地震(養父断層帯・山田断層帯)が発生した場合、朝来市では震度6弱の地震となることが想定されている。

朝来市を震源とするM6. 9クラスの直下型地震が発生した場合、震度6強の地震となることが想定されている。

南海トラフで発生した巨大地震の場合、朝来市をはじめ但馬地域では震度5弱～4の地震となることが想定されている。

但し、本校の校区は全県のため、寄宿舎生の自宅が被災することも考えられるので留意する必要がある。県南部では震度5強～7になる想定があることを知っておくこと。

【津波】

本校所在地における想定なし。但し本校の校区は全県であるため、寄宿舎生の自宅が被害を受けたり、現場実習中及び校外学習や修学旅行中に被災することがあることに留意する必要がある。南海トラフでの巨大地震が発生した場合、県内では南あわじ市沼島に40分後、神戸市内で80分後に津波が来襲し、淡路で3m～8m、神戸・阪神地域で4m、播磨地域で2～3mの津波が想定されている。

【原子力災害】

本校から福井県高浜原子力発電所まで約 65.6km、大飯原子力発電所まで 78.9 km、美浜原子力発電所まで 111.5 km、敦賀原子力発電所まで 111.8 km ある。

平成 26 年 4 月の兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課広域企画室の放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果によると、福島第一原発と同等の事故が起こった場合、朝来市では甲状腺等価線量（甲状腺の被ばく線量）が I A E A（国際原子力機関）の基準である 50mSv（最初の 7 日間）を越えることが想定されている。モニタリングポストのある豊岡市で 50.9mSv、丹波市で 106mSv、篠山市で 167mSv となっている。（※事故の起こる原発によって数値は異なる）50mSv は安定ヨウ素剤予防服用の措置がとられる可能性のある数値である。

実行線量（被ばくによる体全体へのダメージの合計の目安）は朝来市の場合、最初の 7 日間の被曝線量が最大で 2.8mSv と想定されている。100mSv が屋内待避の基準であるため落ち着いて自治体の指示に従えば問題ないと考えられる。

（3）災害発生時に障害のある児童生徒等に起こりやすい状況

災害発生時に障害のある児童生徒等に起こりやすい状況	
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none">○情報の理解・判断に時間を要する、また、できないことがある。○自分から意思を伝えることが困難なことがある。○全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none">○危険の認知が難しい場合がある。○臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。○危険回避しようと慌てて行動することがある。○けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none">○落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。○エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none">○薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しいことがある。○避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none">○経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。○不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

文部科学省学校防災マニュアル作成の手引きより

(4) 地震発生時の行動

①学校にいるときに地震が発生したら【 ※緊急地震速報が鳴った時も同様に 】

〈身の安全を守ることを最優先にする〉

- ・電子黒板（大型テレビ）やロッカー、冷蔵庫、コピー機、戸棚等、転倒、落下しそうな物、揺れにより大きく移動しそうなものから離れ、座布団、セノック、エアレックス、クッションなどで頭を保護する。ヘルメットが活用できる場合はヘルメットを活用する。
- ・丈夫なテーブルや机の下へ身を伏せ、落下物などから身を守るようにする。この時、天板から頭を離して脚をしっかりと押さえる。
- ・揺れがおさまるまで車いすのブレーキをかけ、落下物から身を守るために近くにあるもので頭を保護する。揺れがおさまったら車いすで避難できるか確認する。
- ・自分自身の身は自分で守る（自助）。自分が助からないと誰も助けられない。
- ・慌てて外へ飛び出して落下物などでケガをしないように気を付ける。
- ・学校の窓ガラスは飛散防止フィルムが貼付してあるが、ガラス片や落下物などの破片に注意すること。
- ・避難の際にはエレベーターを使用しないこと。エレベーター乗車時に被災した場合は声を出したり、扉や壁をたたくなどして助けを求める。
- ・休み時間等、児童生徒が一箇所にいない状態の時に地震が発生した場合は揺れが収まるのを待ち、児童生徒の安全確保をする。教室の近くにいる児童生徒をある程度集めたらまとまって一次避難場所へ避難する。所在の分からない児童生徒がいる場合は極力複数で捜索し、発見次第避難する。この際は人数確認及び連絡を密にとるようにすること。また、捜索の際に自らの安全にも留意すること。
- ・各フロアの酸素ボンベを必ず持ち出すこと。但し、危険を伴う場合は無理をしない。

〈火気の確認〉

- ・揺れがおさまったら、落ち着いて使用していたガスやストーブ等の火気を確認すること。電源復旧時に火災（再通電火災）が発生する場合がありますのでストーブなどのコンセントは抜いておくこと。

②校外で地震が発生したら

〈身を守る〉

- ・落下物などから身を守るために、持ち物や両手で頭を保護するようにする。
- ・ブロック塀や自動販売機など倒れやすいものから離れる。
- ・近くに堅固な建物がある場合は、その中へ避難するようにする。
- ・授業中の対応については居場所によって異なるので次ページを参照する。

③火災が発生したら

- ・大声を出したり、各フロアの消火器付近に設置してあるホイッスルを使用して、火災を知らせ助けを求める。初期消火を行うとともに119番通報を行う。但し、大規模な災害の場合は消防の助け（公助）が得られない可能性があることに留意しておくこと。
- ・脱出する際に火元に近づかないようにする。また、煙に巻かれないよう低い姿勢で移動し、脱出したら周囲の人へ火災の発生を伝える。

○地震発生時における教職員の対応と指示

授業中の地震発生		
場所	対応	児童生徒への指示
普通教室	<p>○児童生徒の安全を確保するように的確に指示をする。(頭の保護、落下物への注意等)</p> <p>湯沸しポットを使っている場合はお湯に気をつける。</p> <p>○車いすのブレーキを必ずかけ、できるだけ複数の職員で車いすにしがみつ়く。</p> <p>緊急地震速報が鳴って、降りられそうであれば車いすから降ろす。(但し、状況判断)</p> <p>○ガス使用時は自動的に止まるので、安全確保を最優先する。</p> <p>○特別教室等危険を伴う場合は、廊下に出る。</p> <p>○児童生徒の人員を確認する。</p> <p>○絶えず周囲の安全を確認する。</p> <p>○児童生徒を落ち着かせる。</p> <p>○ヘルメットを活用する。</p> <p>○余震に備える。</p> <p>○揺れが収まったら避難経路の安全を確認し、直ちに避難をする。冬季は保温に必要なものを持ち出す。</p> <p>○プールの中で地震が来ると津波のように水が大きく動くことに留意する。</p> <p>(水槽を大きく揺らした時のように水があふれる)</p>	○机の下にもぐり、机の脚を持つように指示
理科室		○薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐるよう指示する。
調理実習		○用具棚や冷蔵庫、電子レンジ、調理中の鍋等の倒壊に備える。調理中の場合はガスコンロから離れ、廊下に出るよう指示する。
コンピュータ室		○ディスプレイ等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐるよう指示。
木工室		○廊下に出るよう指示する。
音楽室		○ピアノ等の音楽用備品の動きに気をつけ、廊下に出るよう指示する。
廊下・階段		○消火器や歩行器、立位台など廊下においてあるものに注意する。
体育館		天井や水銀灯、窓や壁からの落下物に注意し、しゃがんで頭を守るよう指示。
運動場		○建物から離れ、運動場の中央に集合させ、体を低くするよう指示。
プール		<p>○プールから出られそうであれば速やかに出る。</p> <p>○速やかにプールのふちに移動させふちをつかむように指示。</p> <p>○揺れがおさまれば、素早くプールから出るように指示。</p> <p>○安全な場所へ避難するよう指示。</p>

【地震発生時における留意事項】

- ①的確な判断と指示
- ②児童生徒の人数確認、安全点検
- ③声かけなどによる、児童生徒の不安の除去
- ④余震、二次災害への対応

3. 災害発生時の基本的対応

(1) 災害発生時の職員の動員について

地震・災害応急対策要員 (校長・教頭・事務長)	勤務時間中	直ちに配備につく。
	出張中 勤務時間外	火災、震度5強以上の地震、土砂災害など大規模な災害が発生した場合は直ちに学校へ赴き配備につく。 管理職不在の際は総務部長及び専任舎監担当教諭が合議の上指揮を執る。
一般教職員	勤務時間中	校長の指示に従い、対策の実施を行う。
	出張中	震度5強以上の地震が発生した場合は直ちに帰校し配備につく。
	勤務時間外	家族などの安全を確保したあと、下記の「非常時の配備体制」の該当者は、直ちに学校へ参集する。 学校の電話回線を確保するために原則として <u>学校に電話をしないこと</u> 。 担任はあらかじめ決めておいた方法で児童生徒の安否確認をする。

※但し、上記において道路の寸断等で参集できない職員については自宅待機とする。

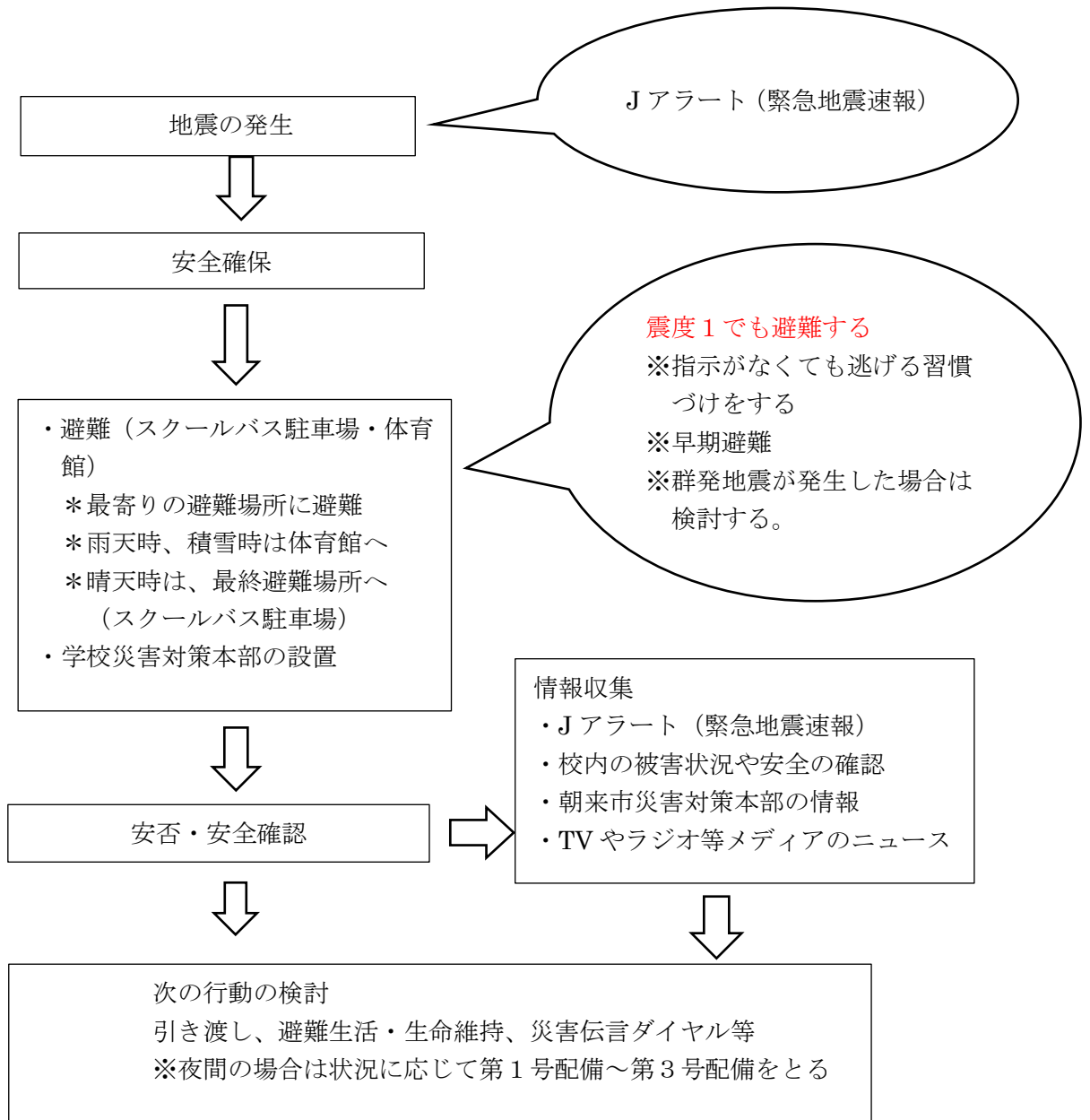
○非常時の配備体制について

第1号配備	配備の基準	地震・火災・土砂災害等で被害が生じた場合
	配備人員	校長・教頭・事務長・総務部長・専任舎監担当教諭 学校周辺に住居を持つ者(若干名) (校長・教頭・事務長・ <u>省略</u>)
第2号配備	配備の基準	震度5強または震度6弱
	配備人員	校長・教頭・事務長・総務部長・専任舎監担当教諭を含む20名程度(学校周辺に住居を持つ者) (校長・教頭・事務長・ <u>省略</u>)
第3号配備	配備の基準	震度6強・震度7
	配備人員	原則として全職員 ※但し、道路の寸断等で参集できない職員については自宅待機とする。

※夜間も含む

(2) 地震発生時の基本的対応

①地震発生時の対応の流れ



②児童生徒・職員のとる基本行動

一 危険回避行動	1 ア 机の下に隠れさせる等して身を守る（身体保護） イ 車イスのブレーキをかけ、落下物や倒れてくるもの、動いてくるもの等から身を守る ウ 自分の身を守る（自助） ※ダンゴムシのポーズは禁止
	・ロッカーなど倒れてくるものや窓ガラスから離れ、机の下に入るなどして頭を守る。
	2 ドアを開ける（出口確保） ・ドアを開け避難路を確保する。
3 ガス・ストーブ等の消火・危険物除去（火災予防）	
二 避難行動	4 指示に従って安全な場所に誘導（スクールバス駐車場もしくは体育館の何れか近いほうへ避難する）・学校災害対策本部の設置
	5 安否と安全確認（人員確保・安全確認）・待機 ・避難の際には、被災の状況に応じて安全を最優先に柔軟に対応すること。 ・揺れが収まり次第、校舎から出てスクールバス駐車場に集まる。積雪時や雨天時は体育館に避難することを考える。寒い場合は上着等を忘れないこと。
三 災害後の対応	6 被害状況把握 ※夜間の場合は状況に応じて第1号配備～第3号配備
	7 保護者への引き渡し、保護者連絡・災害伝言ダイヤルなど

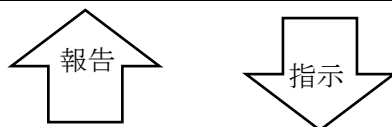
③職員の動き

<1>第1次避難（児童生徒の避難誘導、安全確保、救命救出）

P.6～の役割による

<2>保護者への連絡・児童生徒の管理

学校災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">・テレビ、ラジオ等を活用した情報収集・学部長を通して学級担任に保護者への連絡を指示
----------	--



学部長 学級担任	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の状況、引き渡し場所（スクールバス駐車場）の連絡・引き渡し時の保護者の身元確認と安全下校指導・引き渡しカードの記入と確認・避難先の住所、連絡先を確認・負傷者の治療状況、搬送先を伝達・連絡が取れない児童生徒の情報収集
-------------	---

<3>児童生徒の引き渡しについて

本校は校区が広域にわたるため地震などの急な災害の際に様々な影響が出ることが予想される。特に寄宿舎生については全県が校区になるため、本校及び朝来市で被害がなくとも児童生徒の自宅が被災する可能性があることにも留意しておきたい。

【通学生】

在校中に災害が起こった場合は、情報収集し、通常どおり安全に下校できる場合は通常下校とする。但し、事態が深刻で危険を伴う場合や保護者の引き取りが望ましいと判断される場合は保護者への引き渡しとする。児童生徒を学校に留めるほうが安全であると判断される場合や帰宅困難者が発生した場合は無理に下校させず、学校で保護することとする。状況によっては学校に宿泊しなければならないこともありうることに留意しておきたい。

東日本大震災の事例を教訓に、保護者の迎えがあっても、下校時に危険を伴うような状況にある場合は学校に留まってもらうようにする。保護者の責任にしない。「生命の安全」を最優先に行動すること。

<児童生徒の引き渡し手順>

(1) 保護者等への連絡(緊急連絡網・携帯電話メールによる連絡)

- ①あらかじめ定めた連絡方法で時間、場所等を知らせることにより相互の安否確認を行う。
- ②電話の不通等により連絡がつかない場合は、状況によっては児童生徒を学校に待機させる。
- ③電話回線が長期にわたり不通で安否の確認ができない場合は、パソコンメールやSNSサービス(FacebookやTwitter、Line等)、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて学校に連絡を入れるように呼びかける。

(2) 引き渡しの実施

- ①交通機関が回復し、道路が通行可能な状況で、安全に引き渡しができる状況を確認してから引き渡しを行う。保護者及び代理人が児童生徒の引き取りが可能と判断された場合は、児童生徒の引き取りを依頼する。その際、次に示す「児童生徒引き渡しカード」による確認(教職員・保護者双方の署名)を行う。代理人が来た場合は身元を必ず確認すること。身元が確認できない場合は引き渡さない。
- ②留守家庭や被害の大きい家庭、または家族の安否が確認できない場合や交通網の寸断等、帰宅困難な状況に陥った場合などは児童生徒を直ちに引き渡すことが困難なので、連絡がつくまで学校で保護する。

(3) 保護者に連絡のつかない生徒に対するケア

児童生徒を引き渡すまで、安全な場所(体育館・自立活動棟など)に集め、職員はその場から離れないように座らせ心のケアを行う。必ず職員が寄り添い、児童生徒に安心感を与えるようにする。引き取り者が迎えに来校するまで学校で保護する。電話等の連絡手段が回復し連絡がつき次第、勤務先または緊急連絡先等に連絡をとり、引き渡しについて協議する。

【寄宿舎生】

在校中に災害が発生した場合は原則として学校で保護する。但し、事態が深刻で学校に留まることで危険を伴う場合や保護者の引き取りが望ましいと判断される場合は、可能な限り早期に保護者への引き渡しを行う。交通網の寸断等や児童生徒自宅の被災のため帰宅困難となる可能性も否定できないので、引き取り者及び児童生徒の安全を最優先とする。

また、土砂災害の発生など学校に留まることが少しでも危険な場合は最寄りの避難場所に避難する。

○児童生徒が校外にいる場合について

- ・基本的に校内にいる場合の引き渡し手順に準じる。但し、寄宿舎生については自宅に近い場合は自宅へ、学校に近い場合は学校へ帰るようにする。連絡がつかない場合は学校へ帰校する。
- ・引率者は児童生徒の安否や周囲の被害状況等について学校災害対策本部に報告する。
- ・引率者から報告を受けた学校対策本部は該当保護者に引き渡し場所や引き渡し手順を説明する。
- ・引率者は周囲の被害状況や当該の施設管理者等の指示により、児童生徒の安全を確保した上で、引き取りに来た保護者及び代理人への対応と下校指導、学校災害対策本部への報告を行う。
- ・現場実習先などに引率者なしで実習している場合などは、担当の教員が直ちに安否確認を行い、安全に帰宅できるよう支援する。

○児童生徒がスクールバスや単独で登下校中の場合の引き渡し手順

- ・スクールバスとの連絡調整と通学路の搜索、並びに必要なに応じて全但バスやJRへ児童生徒が乗車しているバス、電車の所在地確認を行う。自力通学生の保護者にも搜索、保護を依頼する。
- ・学校で保護した場合は、基本的に校内にいる場合の引き渡し手順に準じる。
- ・校外の施設、避難場所などで保護した場合は、基本的に校外にいる場合の引き渡し手順に準ずる。
- ・登下校途中で保護者が児童生徒の安全を確保した場合には、その旨を学校に連絡してもらうよう要請する。
- ・特に自力通学生については、保護者と登下校時の引き渡し手順と安全確認について、懇談等であらかじめ話し合っておく。

児童生徒引き渡しカード (子どもたちを下校させる場合の確認用)

児童生徒氏名		性別		小・中・高	年	組
住 所						
保 護 者 名 代 理 人 氏 名						
緊急時の連絡先	自宅電話または携帯電話 ()					
引 き 取 り 者				本人との関係		
避 難 場 所						
引 き 渡 し 日 時	月	日	時	確認職員名		

※引き渡し時に必ず署名してください。

< 参考資料 >

東日本大震災の際の筑波大学付属聴覚特別支援学校（千葉県市川市）の対応

日	時間	全体の動き
3月11日（金）	14:46	東日本大震災発生（学校所在地は震度5強）
	14:51	各棟を点検
	15:00	余震に備え、全児童生徒及び職員は中庭へ避難。体調を崩す生徒が数人いた。寒さ対策も考え体育館へ移動。
	17:00	幼稚部・小学部低学年、具合の悪い中高生は寄宿舎食堂で待機とした。その他の生徒は体育館で待機
	19:00	帰宅困難な通学生及び教職員も宿泊することが決定 交代で食事。一度に食堂に入れないので、 幼稚部→小・中学部・歯科技工科→高等部の順で食べた 240名に配膳
	19:20	地下倉庫から毛布を取り出し、全ての毛布をロビーに搬出
	20:00	帰宅できない通学生を寄宿舎に宿泊させるための準備
	21:20	寄宿舎生38名に通学生を同じ部屋で寝ることについて説明
	21:40	通学生を寄宿舎に受け入れ 通学生に毛布を配布 児童生徒78名 保護者7名 教員48名 計133名が寄宿舎に宿泊
	23:00	消灯
3月12日（土）	昼	寄宿舎に宿泊していた通学生は全員保護者引き取りで帰宅 寄宿舎生のうち寄宿舎に留まるほうが安全と判断された児童生徒のうち20名程度が3月23日（卒業式・終了式）まで残留した。
3月14日（月）～18日（金）休校		

<4>地域との連携について

本校近隣の「福祉村」は、恵生園、真生園、平生園、グループホームわらしべ、さくらの苑、立雲の郷からなり、災害弱者を多く収容し、以前から災害時の応援体制づくりが求められていた。そこで、平成4年10月に「福祉村防災連絡協議会」が発足し、年2回の定例会でお互いの防火管理体制などの情報交換、隣保共助の精神に基づく相互応援体制づくりなどについて協議が重ねられた。

そして、平成10年3月に「福祉村災害時相互応援に関する申合せ」が締結された。この申合せは、火災等が発生した場合に、消防隊が到着するまでの間、情報連絡、避難誘導、応急救護、施設の提供など各施設が相互に応援し合うことによって、火災等による被害を最小限に防止することを目的としたものである。

特に夜間の本校寄宿舎は職員数が少なく手薄になる。緊急な支援が必要な場合は近隣の施設（恵生園、真生園、平生園、グループホームわらしべ、さくらの苑、立雲の郷）に応援を求めることができる。また、各施設より応援を依頼されることにも留意しておくこと。

また、年に一回、輪番制で福祉村避難訓練を行い、各施設から応援の職員を派遣しあっている。要請のあった場合は本校からは教頭と総務部長もしくは総務部防災担当が参加することとする。

(3) 避難場所・避難所開設について

本校は災害救助法による避難場所・避難所としての指定は受けていない。しかし、公的な施設であるため、災害の状況によっては避難場所・避難所としての機能を果たさなければならない。

①避難者の受け入れについて

本校最寄りの避難所は立雲の郷、竹田地区コミュニティセンター及び竹田小学校である。本校に避難者が来校する可能性は低いが、万が一のために以下の点を考えておきたい。

②避難者の想定

<1>竹田地区の住民・・・大規模な水害等が発生し、竹田コミュニティセンターに逃げられない場合等に避難されてくる可能性がある。

<2>福祉村の施設の利用者・・・火事、土砂災害、水害等が発生した場合、真生園、恵生園等より避難及び応援要請がある可能性がある。

<3>観光客・・・急な災害により、行き場所を失った観光客が避難してくる可能性がある。

③避難所の運営の主体と運営組織

・避難所運営の主体は自主防災組織と市町の防災部局や福祉担当部局であり、朝来市災害対策本部の管理下ですすめる。教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことである。(H28 文科通知より)しかしながら市町担当部局が直ちに避難所開設をすることは困難で、可能な限り避難所運営に協力せざるを得ないことが予想される。災害時に避難所運営の協力に従事することはあくまで市町担当部局の役割を補完するものであることを留意しておきたい。

④学校における避難所開設および運営の流れ

○大規模の災害の発生

- ・校内で災害対策本部設置 生徒の安全確保、避難災害対策本部は校長室に設置する。
- ・避難所支援班の設置
避難所の支援には校内防災組織の「安全確認・救助班」が当たる。
- ・優先開放区域は、被害状況・避難者数・施設の本来機能の回復を考慮して定める。
- ・優先開放施設を明示する（教室と寄宿舎はさけ、体育館及び自立活動棟【プレイルーム】にとどめる）
開放施設は自立活動棟【プレイルーム】及び体育館とし、体育館と自立活動棟の通路に受付を設置して対応する。自立活動棟と体育館の間のスペースを駐車場として提供する。
- ・避難者の誘導
- ・朝来市当局の避難所運営本部に協力しつつ、本来業務（学校再開等）に専念できるよう担当部局と調整する。

○学校教育の早期再開

- ・運営本部と協力し、引き続き支援が必要な場合は、避難所運営に協力する。
- ・開設期間は、災害救助法に定める7日以内の日数が基本となる。7日を超える場合は、都道府県知事が厚生労働大臣と協議する。(激甚災害の場合は確実に1週間を超える)
- ・施設の復旧にあたる。

(4) 学校再開までの流れ

	流 れ	※必要に応じて実施
◆災害の発生 1日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全確保 (2) 避難誘導（第1次避難場所へ） (3) 児童生徒・教職員の安全確認→安否確認、健康状態確認 (4) 学校災害対策本部の設置 2 被害状況の調査<第1次> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒・教職員の被害状況調査 (2) 校区等の被害状況確認 3 児童生徒の引き渡し 保護者及び代理人への引き渡し 4 施設等への被害状況調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全点検（施設設備） (2) 危険区域の封鎖と応急措置 (3) 被害状況の記録（写真撮影）と一覧表の作成 (4) 避難所開放区域の明示 5 学校周辺の被害状況調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通学路、校区の被害状況調査 (2) ライフラインの被害状況 (3) 校内地図へ被害状況を記入 6 防災担当部局や地域との連携 災害情報の収集と整理 7 教育委員会への災害状況の報告 報告書作成、EARTHの派遣依頼→県教委教育企画課 	
2～7日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会等との協議・調整 2 被害状況の調査<第2次> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の被災状況調査 (2) 教科書・学用品不足状況調査 (3) 児童生徒や保護者への声かけ（心のケアにつながる） (4) 被災児童生徒の避難先確認（転校手続きも念頭に） 3 教育委員会への報告 4 教育委員会等との協議調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急教育計画の作成・カリキュラムの作成 (2) 応急教育の教材確保 (3) 間借り先関係校の選定 (4) 間借り先相手校との調整 5 応急教育の実施に向けての準備完了 6 避難所支援活動の縮小・解消 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の自主防災組織、防災部局との協議・連携 (2) 学校再開のお知らせ作成 ※配布方法にも留意 ※原則として行政が伝える。 ※「すぐに出ていけ」と受け取られないよう注意する。 ※再開後の児童生徒の活動エリアの周知 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※教師のバーンアウトにも留意する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※被災した児童生徒宅を家庭訪問する際、どこに家庭訪問をするべきかが問題になることがある。</p> </div>
8日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校再開 2 教育委員会、関係校などとの協議、調整、長期的課題について 	

(5) 応急教育に向けた流れ→詳細はEARTHハンドブックを参照

	内容	※必要に応じて実施
1日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の収容、安否確認 2 児童生徒の引き渡し 3 職員会議（校運） <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所チェック、危険個所明示 (2) 学校の開放区域を明示 (3) 避難所開設 4 EARTH(震災・学校支援チーム)の要請→県教委教育企画課 5 学校の被害状況の調査（写真撮影） 	
2日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒、家族の安否確認 2 各家庭の被害状況の把握 3 教材教具の被害状況の把握 4 職員会議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害児童生徒の情報共有 (2) 被害状況の情報共有 (3) 教職員の仕事分担 (4) 教育活動のための場所の確保 (5) 被害児童生徒への心のケアについて (6) 教材教具の確保 <ol style="list-style-type: none"> ①不足分を教育委員会へ要請 ②卒業生、地域の人たちへの呼びかけ (7) 近隣校等への教職員の応援要請 (8) ボランティアへの連絡など 	
3～4日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員会議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「学校再開のお知らせ」についての打ち合わせ (2) 学校再開後の学校運営についての打ち合わせ (3) 避難所との調整 (4) 児童生徒の安全確保の検討 (5) 授業形態の検討（短縮、二部、分散授業など） (6) 教職員の役割分担の明確化（引率、渉外、時間割作成等） 	
4～5日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員会議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の現状確認（安否確認及び家庭訪問等で得た情報の共有） (2) 避難所運営状況の把握 (3) 校舎の状況確認（安全確認）及び施設・設備の応急補修 (4) 通学路や校区の被害状況の確認 	
5～6日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員会議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 校舎の使用可否状況を判断 (2) 転出児童生徒の状況確認 (3) 教職員の役割分担 <ol style="list-style-type: none"> ①学校再開に向けた連絡 ②授業再開に向けた環境整備 ③教材教具の整備 (4) 授業実施形態の検討（短縮・二部・分散等） (5) 応急教育計画の作成 	
6～7日目	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員会議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急教育計画の策定 	

	<p>(2) 学校再開のお知らせの配付 ①家庭訪問 ②掲示板 ③一斉メール ④学校ホームページ</p> <p>(3) 避難所の支援活動の縮小（自治組織や市担当部局に業務を移していく）</p> <p>(4) 学校再開の準備（教室復元、消毒など）</p>
8日目	<p>1 学校再開</p> <p>2 各家庭の被害状況の把握、教科書、学用品の確保 ※児童生徒の出欠を含め、健康状態の確認と校内での共有</p> <p>3 授業実施形態に合わせた教員の分担</p> <p>(1) 授業を行う教員</p> <p>①短縮授業（相互に応援） ②二部授業（できる限りその学校の教員で対応）</p> <p>(2) 教員のローテーションの確立</p> <p>4 保護者・児童生徒への連絡</p> <p>(1) 全校集会（校長講話など） (2) 授業実施形態の連絡 (3) 学級活動・ホームルーム（子どもと共感的に向き合う・心のケア）</p> <p>5 保護者・代理人への引き渡しによる下校</p> <p>6 簡易給食について</p>

(6) スクールバス乗車中における災害発生時の対応

スクールバスに乗車中に、震度4以上の地震があった場合以下のような体制をとる。また、急な集中豪雨や土砂災害などの災害や不測の事態が発生した場合もこれに準じる。但し、安全に運行できる場合は通常運行とする。

【 第1次体制 】 避難行動及び状況連絡・状況確認

スクールバス乗務員（運転手・添乗員）の対応

<1> 第1次避難行動

- ① 道路の安全な場所でバスを停車し、頭を保護させる。
- ② 指示に従うように促す。
- ③ ラジオをかけ、災害の状況を把握する。
- ④ 学校に電話で状況を伝える。電話が混み合いかかりにくい場合は学校からの連絡を待つ。

（※学校の電話は災害時優先電話に指定されている）

場合によっては携帯電話メールも活用すること。

学校代表メールアドレス : 省略

スクールバスメールアドレス : 省略

学校の対応

<2> 学校災害対策本部の設置

- ① 地震発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室内に学校災害対策本部を設置する。校長を学校災害対策本部長とし、直ちに必要な指揮をとる。
- ② スクールバスに随時連絡をとり、災害の情報や指示を伝達する。電話が通じない場合は運行時間からスクールバスの位置を推定し、直ちに第2次体制に移行し、スクールバス支援を実施する。
- ③ 学校と現場対応者（運転手・添乗員）との間の情報伝達を迅速かつ確実にを行うため、情報伝達は総務部長及び総務部スクールバス係が行う。
- ④ 情報を集約し、随時状況確認に努める。

※時間や状況及び指示した内容等を必ず記録しておくこと。

※負傷者（氏名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名）

※児童生徒の状況（保護者の引き取り状況・下校時間・下校の指示）

※職員の動向（病院への同行・家庭訪問・情報収集）

<3> スクールバス支援への初動体制

- ① スクールバスの所在地及び状況を確認する。
- ② 被害状況を確認する。（道路の状況、がけ崩れ等）
校区内避難場所（以下避難場所と記す(P.46)）の安全性、最短距離、並びに移動可能か確認する。
 - ・通常運行できる状況であれば通常運行し、保護者へ児童生徒の引き渡しを指示する。
 - ・通常運行が難しい状況の場合は帰校するか最寄りの避難場所(P.46)へ避難し、待機して応援を待つよう指示する。
- ③ 校内放送を入れ職員は職員室に集まる。
確認内容①緊急地震速報及び災害に関する情報（注意報、警報）
 - ②スクールバス内にいる児童生徒の状況
 - ☆バスの所在地
 - ☆避難場所(P.47)へ向かう人員（総務部及び指名された者）を待機させる。
- ④ 保護者への連絡（担当：担任）
あらかじめ決めておいた連絡手段（電話・メール・SNS等）で保護者と連絡をとる。

【 第 2 次体制 】 スクールバス緊急応援体制

＜1＞地震発生後の被害状況別の対応について

スクールバスの状況確認ができ次第、必要に応じて以下の体制をとる。

学校災害対策本部の対応

- ・避難場所（P.47）に職員を派遣する。（総務部・指名された者）
- ・応援の職員に持参してほしい物品がないか尋ねる。
- ・避難場所に支援に向かう人員は自動車の走行が不可能な場合、徒歩等で指定の避難場所まで移動する。

※本部に状況を報告し、指示をあおぐ。但し、携帯電話がつながりにくい可能性があるので本部から密に電話をかけるようにし、連絡を取る。電話がつながらないことも想定して十分に指示を受けてから出発すること。また携帯電話メールやSNS等も活用すること。

- ・スクールバス及び児童生徒の状況確認
スクールバスの所在地、児童生徒の健康状態、避難場所の状況

担任の対応

- ・バス乗車の児童生徒が避難場所へ向かうことを保護者にあらかじめ決めておいた連絡手段（電話・メール・SNS等）で保護者と連絡をとる。

スクールバス乗務員（運転手・添乗員）の対応

① 避難場所までスクールバスが移動できる場合

- ・ラジオをつけ、情報の収集に努める。
- ・避難場所（P.47）に一時避難する。
- ・学校に電話連絡し、本部の指示を仰ぐ。

② 避難場所までスクールバスが移動できない場合 ※バスでの移動に危険を伴う場合も含む

- ・徒歩で最寄りの避難場所まで移動し、本部に状況を報告し、指示をあおぐ。バスは道路上で交通の往来に支障をきたさないよう留意すること。

③携帯電話が学校に通じない場合

- ・児童生徒及び乗務員の安全を最優先すること。

【 スクールバスの運行が可能な場合1 】

- ・危険を伴わず、通常運行が可能な場合は通常運行をする。但し、保護者への引き渡しができない児童生徒は帰校する。
- ・道路の寸断等、危険を伴う場合は、帰校するか最寄りの避難場所（P.47）に一時避難する。

【 スクールバスの運行が不可能な場合 】

- ・運行に危険を伴う場合は、安全な場所に駐車（停車）し、待機する。併せてラジオ等で情報収集する。
- ・待機が長引いたり、その場にいることで危険を伴う場合は徒歩で最寄りの避難場所（P.46）へ一時避難し、学校の支援を待つ。
- ・保護者による引き取りがあった場合には応じる。但し、自宅への帰路に危険が伴うような場合は一緒に学校に留まってもらう。

(7) 火災発生時の基本的対応

①火災発生時の基本的対応

・最寄りの避難場所（スクールバス駐車場・体育館）へ避難後、最終避難場所（スクールバス駐車場）へ避難（雨天時・積雪時は体育館へ避難）する。火元から離れていて安全が確保される場所であれば上記の限りではないので柔軟に対応すること。全校生が1か所に避難できない場合やスクール場所駐車場及び体育館場所以外の場所に避難する場合は、密に状況などの連絡を取り合うこと。

	予想される状況	授業中の対応	休み時間、放課後
安全確保・避難誘導	・火災発生直後 (火がまだ小さい時)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を落ち着かせ、まわりの者と協力して初期消火に当たる。 ・非常ベルを押す。 ・火災発生の状況を、校内電話または教師が走り、事務室に知らせる。 ・119番通報 ・延焼を防ぐため防火扉の閉鎖（残留者に留意すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの児童生徒又は教職員が非常ベルを押す。 ・初期消火に当たる。
	・天井に火が燃え移る	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する。教室の窓を閉める。 ・緊急放送に従い、避難場所へ移動。 ・児童生徒を落ち着かせ、窓を閉めたら物を持たないで避難するよう指示。 ・避難ルートを的確に指示する。 ・延焼を防ぐため防火扉の閉鎖（残留者に留意すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は教室等に分散し、窓を閉め、物を持たないで避難誘導する。 ・各教室やトイレをチェックする。
	・煙が広がる状況	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢を低くして煙をすわさないよう指示。ハンカチ等で口をおおう。 ・逃げ遅れた者がいたら、近くの消防隊員に知らせる。 ・延焼を防ぐため防火扉の閉鎖（残留者に留意すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度避難したら戻らないよう指示。
安否確認		<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で名簿などにより人員を確認、本部に報告 ・不明者の発見に全力をつくす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で名簿などにより人員を確認し、本部に報告する。 ・不明者の発見に全力をつくす。

【南館】			【北館】		
1	校長室	省略	31	体育館・便所	省略
2	事務室		32	体育館通路★	
3	校務員室		33	木工室	
4	事務室廊下★		34	高等部7組	
5	1階・廊下★		35	音楽室	
6	1階・便所		36	CR8・9	
7	支援室・倉庫		37	CR10 (学習室②)	
8	洗濯室		38	ボイラー室(ポンプ室)	
9	あそびのへや横便所		39	電気室	
10	保健室前便所		40	1階便所	
11	自立活動棟 職員用便所		41	高(女)更衣室	
12	CR(小1組)		42	調理室・準備室	
13	CR11 (小学習室)		43	CR1	
14	CR12 (小学習室)		44	CR2・3	
15	CR13 (小2組)	45	被服室		
16	プレイルーム	46	CR4・5		
17	動きのへや	47	CR6 (学習室①)		
18	遊びのへや	48	CR7 (6組)		
19	観察室	49	2階便所		
20	美術室	50	1階ハコニー★		
21	保健室	51	2階ハコニー★		
22	保健室前廊下★	52	3階ハコニー★		
23	CR14 (1組)	53	コンピューター室		
24	CR15 (学習室①)	54	図書室		
25	CR16 (2組)	55	会議室		
26	CR17 (学習室②)	56	職員室・印刷室		
27	CR18 (理科室)	57	職員更衣室(男)		
28	中(女)更衣室	58	職員更衣室(女)		
29	2階廊下★	59	北校舎3階便所		
30	2階便所	60	体育館外の南側石畳周辺★		
		61	北館1階廊下★		
		62	北館2階廊下★		
		63	北館2階東側渡り廊下★		
		64	北館3階廊下★		
		65	北館3階東側避難通路★		
		66	北館西側非常階段★		
		67	正門～寄宿舍周辺★		
		68	高等部裏駐車場～病院側通路～グラウンド★		

②寄宿舍の避難場所

<昼間>

第1次避難場所（機械室前空き地・駐車場・体育館又はグラウンド・校門前）

- ・避難後、各指揮者に人員（氏名）を報告する。
- ・各指揮者は、校門前の指揮者へ避難人員（氏名）状況を報告する。
- ・校門前の指揮者の指示を受け、体育館及びグラウンドもしくは校門前へ移動する。

第2次避難場所（体育館又はグラウンド・校門前）

- ・避難後、各指揮者に人員（氏名）を報告する。
- ・各指揮者は、校門前の指揮者避難人員（氏名）状況を報告する。
- ・校門前の指揮者の指示を受け、第2次避難場所へ移動する。

最終避難場所（校門前） 教頭及び専任舎監、寄宿舍防災担当

- ・全員集合させ、避難人員、傷病者の状況を報告する。
- 救護：養護教諭、保安係

<夜間>

・「福祉村災害時相互応援に関する申し合わせ」により非常時の応援体制が組まれている。夜間の寄宿舍は職員数が少なく手薄になる。緊急な支援が必要な場合は近隣の施設（恵生園、真生園、平生園、グループホームわらしべ、さくらの苑、立雲の郷）に応援を求めること。

また、各施設より応援を依頼されることにも留意しておくこと。

◆緊急時連絡先参照（P.46）

- ・「災害発生時の職員の動員について」に基づき、管理職へ連絡の上、状況に応じた配備体制（第1号～第3号配備）をとること。

○避難場所（体育館又はグラウンド）

避難後は指揮者へ避難人員（氏名）・傷病者の状況を報告する。

○寄宿舍棟の管理者

1F			2F			3F		
番号	室名	管理者	番号	室名	管理者	番号	室名	管理者
1	玄関ホール	省略	22	5号室(宿泊室)	省略	44	屋上	
2	舎監事務室		23	6号室				
3	濾過室		24	7号室(プレイルーム)				
4	休養室		25	8号室				
5	高等部7組		26	15号室				
6	生徒会室		27	10号室				
7	介助員室		28	11号室				
8	洗濯室		29	12号室				
9	宿直室		30	13号室				
10	娯楽室		31	14号室(更衣室)				
11	脱衣室		32	9号室(コンピューター)				
12	浴室		33	談話室				
13	トイレ		34	宿直室				
14	洗面所		35	男子トイレ				
厨房			36	女子トイレ				
番号	室名	管理者名	37	2F廊下				
15	食堂		38	スプリンクラー倉庫				
16	厨房		39	寄宿舍職員室				
17	厨房事務室		40	湯沸かし室				
18	食品庫		41	休養室				
19	休憩室		42	休養室				
20	職員トイレ		43	ベランダ				
21	中庭							

(8) 風水害及び土砂災害発生時の対応の流れ

※この事項は土砂災害防止法第八条の二に基づき作成されています。

1) 事前対策

和田山特別支援学校は、「土砂災害警戒区域」に入っており、地盤が弱く土砂災害発生の恐れがあるため、早めの対応が必要な場合があることを職員に周知する。

また、台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、早めの下校や休校等の検討をするとともに、職員等の役割分担を再確認する。

① 気象警報（大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報）及び気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報）発令の対象地域と措置

※波浪警報、津波警報、高潮警報など、海上警報は除く。

ア 「朝来市」「養父市」「但馬南部」「兵庫県北部」のいずれかに気象警報が発令された場合の措置

- ・この地域に上記の気象警報が発令されたときは臨時休業（休校）とする。

イ 上記ア以外の児童生徒の居住地域に気象警報が発令された場合の措置

- ・その地域に居住する児童生徒は登校しないこととし、公欠扱いとする。

ウ 気象警報発令時刻と対応 について

- ・午前6時30分時点で気象警報が発令された場合は、終日臨時休業（休校）とする。
- ・午前6時30分から午前8時30分までの時間帯に気象警報が発令された場合は、対応を協議の上、保護者に連絡する。

エ 午前8時30分以降に、上記アの地域に気象警報が発令された場合の措置

- ・通学生は、気象状況などを見ながら判断をし、下校の必要がある場合は保護者に連絡する。
- ・寄宿舎生は臨時休業（休校）となる場合は、下校（帰舎）とします。帰宅を要する場合は保護者に連絡する。

オ 寄宿舎生の帰舎日（月曜日等）に気象警報が発令された場合の措置

- ・午前6時30分時点の気象情報により、上記ア及びイの措置に準ずる。
この場合の帰舎日は、臨時休業（休校）の翌日とする。
- ・寄宿舎生の各家庭においては、前日から当日にかけての気象情報等に留意する。

カ 現場実習期間中の気象警報発令時の措置

- ・午前6時30分時点での気象情報による対応は下記のようにする。

○実習先の所在地または生徒の居住地域に気象警報が発令された日は実習を中止し、公欠扱いとする。

○午前6時30分以降（実習中を含む）に発令された場合は個別に判断し、担任より連絡する。

②情報収集及び伝達

学校災害対策本部は、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、避難誘導班、児童生徒班および児童生徒等へ必要事項を報告・連絡する。また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表1 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	学校職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
避難勧告等	市役所等	メール等

<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等 	テレビ・インターネット	
---	-------------	--

表2 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	学校災害対策本部	TEL 又は FAX	市役所（防災担当） TEL 079-672-6112 朝来消防署 TEL 079-672-0119
被害情報	学校災害対策本部	TEL 又は FAX	市役所（防災担当） TEL 079-672-6112 消防署 TEL 079-672-0119
避難準備等について	避難誘導・児童生徒班	校内放送 口頭	児童生徒
		TEL 又は FAX	市役所（防災担当）、消防署
避難開始等について	避難誘導・児童生徒班	校内放送 口頭	児童生徒
		TEL 又は FAX	市役所（防災担当）、消防署

③避難誘導等

朝来市指定避難所（立雲の郷、竹田地区コミュニティセンター及び竹田小学校）へ避難誘導する。但し、立ち退き避難が困難な場合は、垂直避難することとし、北校舎3F（会議室・職員室）に避難する。

④避難基準

ア 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・避難開始準備：避難準備・高齢者等避難開始の発令

イ 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、学校内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の倒れる音がある。
- ・地鳴りがする。
- ・異常な音（石のぶつかる音、山鳴り、雷のような音、ジェット機のような音、木の裂けるような音）がある。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・小石がバラバラと落ちる。
- ・樹木の根の切れる音がある。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・ガスのような臭い、物の腐った臭い、土臭い臭い等、異様な臭いがある。

⑤避難方法（※避難する場合は、必ず管理職に連絡する）

ア 学校内避難の場合

- ・北校舎3F（職員室・会議室）を基本とする。

イ 朝来市指定避難所（立雲の郷、竹田地区コミュニティセンター及び竹田小学校）へ避難の場合

- ・指定避難所までの移動は、徒歩によるものとする。

⑥避難周辺や避難経路の点検

ア 施設周辺の点検

- ・朝来市指定避難所（立雲の郷、竹田地区コミュニティセンター及び竹田小学校）に移動する際、学校施設内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・学校敷地内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

イ 避難経路の点検

- ・朝来市指定避難所（立雲の郷、竹田地区コミュニティセンター及び竹田小学校）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、学校職員に情報を共有する。

⑦避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（どこへ）、（どのように）避難を開始します」と、学校職員、児童生徒等に周知する。

⑧避難の確保を図るための学校の整備に関する事項

ア 本校設置の自家発電より100Vを分岐させ、電灯用とする。

また、常時保管しているプロパンガスを利用し、コンロやストーブに使う。合わせて常時保管の灯油（200～400リットル）をストーブ用として利用する。

イ 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表3に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表3 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、パソコン
避難誘導	名簿（学校職員、児童生徒等）、案内表示、携帯電話、拡声器、電池、車いす、ストレッチャー、個人用おむつ、個人用常備薬、石油ストーブ（冬期）、保温シート 学校内避難のための水・食料・寝具

⑨防災教育及び訓練の実施に関する事項

ア 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、学校職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。その主な内容は以下のとおりとする。

- (ア) 土砂災害の前兆現象について
- (イ) 情報収集及び伝達体制
- (ウ) 避難判断・誘導
- (エ) 本避難確保計画の周知

(9)弾道ミサイル発射に係る Jアラート（全国瞬時警報システム）等を通じた

緊急情報発信時の対応

※「国民保護に関する情報」・Jアラートの対象地域になった場合のみ

ポイント			
<ul style="list-style-type: none"> ・職員もまずは自分の命を守る行動をとる。 ・領土（日本・韓国・アメリカ）に着弾・落下しないかぎり学校は遅れて開始する。 ・ミサイルが着弾・落下時は臨時休業・授業打ち切りとし、SBを運行しない。 ・児童生徒が乗車している場合、下校時になった場合は時間を遅らせてバスを運行する。 ・保護者がやむを得ず学校に児童生徒を送って来られない場合は公欠とする。 ・自力通学の生徒にもどのようにしたら良いか必要に応じて個別に指導をする。 			
児童生徒	学 校	スクールバス	保 護 者
在宅中	<p>< 職 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは自らの安全を確保する。情報収集に努め、安全が確認できたら出勤する。 ・出勤してから必要に応じて登校状況などを確認する。個別に必要な支援がいる場合は保護者と連携をとりながら支援を行う。 ・スクールバスに状況確認と運行中止を確認。 ・ホームページ、一斉メールでも今後の対応について周知する。 <p>< 児童生徒 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校直前までに Jアラートが発信された場合は <u>自宅待機</u> とする。万が一、日本領土内、アメリカ及び韓国領土に着弾・落下し被害がでた場合は臨時休業とする。 <p>< 寄宿舍生・在舎中 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍生については寄宿舍 2 F エレベーター前か北校舎 1 F に避難し、ヘルメットを被り、退避行動をとる。その後、安全が確保（ミサイル通過等）できれば寄宿舍ですごす。安全の確保が困難な場合は早期の保護者引渡しを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7：20（スクールバス始発の児童生徒が家を出る時間）に緊急情報が発信されている場合は運行を中止する。 	<p>< 全 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難する等、自らの安全を確保する。 <p>< 通学生保護者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが運行されない場合は安全が確認できてから学校に児童生徒を送る。 <p>< 寄宿舍生保護者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの連絡に応じた対応をする。
登校中	<p>< 職 員 > ※出勤中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは自らの安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行中に J アラートが鳴 	<p>< 全 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難

	<p>情報収集に努め、安全が確認できたら出勤する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤してから必要に応じて登校状況などを確認する。個別に必要な支援がある場合は保護者と連携をとりながら支援を行う。 ・万が一、日本領土内、アメリカ及び韓国領土に着弾・落下し被害がでた場合は臨時休業とする。 <p><スクールバス担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行状況を把握し必要な対応をとり、スクールバスの支援を行う。特に乗車できていない児童生徒の対応に留意する。 <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難する等、自らの安全を確保する。 ・家に近い場所にいる場合は自宅に戻る。 ・学校に近い場所にいる場合は学校に向かう。 	<p>ったら安全に駐車できるスペースを見つけ待機し、情報収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携しながら安全が確認できたら、遅れて運行する。 ・必要に応じて学校や保護者と連絡をとる。 	<p>する等、自らの安全を確保する。</p> <p><SB 通学生保護者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスに乗車できなかった場合は安全が確認できたら児童生徒を学校に送る。 <p><自力通学生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できてから通学の様子を確認する。日本・韓国・アメリカの領土内に着弾・落下した場合は生徒を迎えに行く。 <p><寄宿舎生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応について学校からの連絡を待つ。
<p>在校中</p>	<p>< 全 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちにヘルメットを着用し、北校舎 1 F または南校舎洗濯室に避難し、退避行動をとる。避難完了後防火扉も閉める。余裕があれば西側の通用口のガラスにガムテープ等を貼る。 ・屋外にいる場合は校舎内に入る。 ・町内に出かけている場合は近隣の施設や建物の中に避難する。 ・安全が確認できるまで待機する。 <p>< 職 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できれば授業を再開、状況によっては協議の上、下校させる。 ・万が一、日本領土内、アメリカ 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場にいる場合等は校内に避難する。 ・下校前の場合は安全が確認できるまで待機し、安全が確認できたら遅れて運行する。 	<p>< 全 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難する等、自らの安全を確保する。

	<p>及び韓国領土に着弾・落下し被害がでた場合は授業を打ち切り、臨時休業とし、速やかに下校させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に下校できるよう個別に必要な対応をとる。 <p><スクールバス通学生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスを運行させない場合は保護者に迎えを要請する。迎えがないなど安全に引き渡しが出来ない場合は乗車させない。 ・バスを遅らせて運行する場合は保護者に連絡をする。 <p><自力通学生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力通学生が危険なく帰宅できるか確認し、場合によっては保護者の迎えを要請する。 <p><福祉事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下校前の場合は福祉事業者(放課後等デイサービス関係等)にも安全を最優先し避難してもらう。ミサイルが通過し、被害がない場合は福祉事業者へ引き渡す。日本領土内、アメリカ及び韓国領土に着弾・落下し被害がでた場合は保護者へ引き渡す。 <p>< 寄宿舍生 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍生については安全の確保が確認できれば寄宿舍で過ごす。安全の確保が困難な場合は家庭へ帰省する。 		<p><SB 通学生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが運行されない場合は迎えに行く。 ・スクールバスの遅れに合わせて対応する。 <p><自力通学生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業になった場合や公共交通機関が止まった場合などは迎えに行く。 <p><福祉サービス利用保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況によっては迎えに行く。 <p><寄宿舍生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応について学校からの連絡を待つ。
下校中	<p>< 職 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは自らの安全を確保する。情報収集に努め、安全が確認できたら直ちに下校状況などを確認する。保護者と連携をとりながら下校支援を行う。 <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難する等、 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行中に J アラートが鳴ったら安全に駐車できるスペースで待機し、情報収集に努める。 ・安全が確認されてから、学校と連携しながら<u>遅れて</u>運行する。 ・運行中に判断に迷う事態 	<p>< 全 員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに建物の中に避難する等、自らの安全を確保する。 <p><SB 通学生保護者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できてから児童生徒を迎えに行く。

	自らの安全を確保する。 ・家に近い場所にいる場合は自宅に帰る。 ・学校に近い場所にいる場合は学校に戻る。	が起こった場合は学校に戻る。	
現場実習	・登下校時については原則として上記の基準に準じる。実習時間中の場合は協議の上、個別に対応する。		
校外学習	・活動場所に応じた退避行動をとる。安全の確保が確認されるまで、安全な場所で待機する。安全の確保に課題がある場合は活動を中止し、直ちに帰校する。		

<ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動の例について>

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

活動場所の例	とるべき行動の例
屋外にいる場合	・近くのできるだけ頑丈な建物等に避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車の車内にいる場合	・車は燃料のガソリンに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

『H29.4.1 付消防国第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」』

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

<情報収集のポイント>

テレビ、ラジオ、インターネット等を通して、情報収集に努め、安全の確保などについて確認する。

- ・ミサイルの飛翔方向、着弾場所
- ・ミサイルの着弾や落下物の有無
- ・学校、通学路等の被害の有無

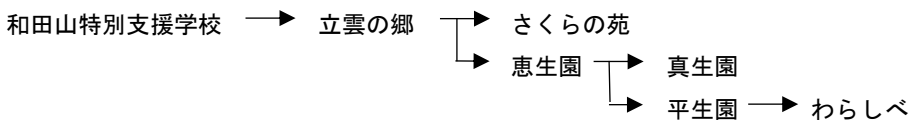
○防災設備箇所及び避難経路図

省 略

緊急時連絡先一覧	
朝来警察署	Tel
南但消防本部	Tel
県教委 特別支援教育課	Tel Fax
県教委 総務課(総務係)	Tel Fax
県教委 教育企画課 (EARTH 派遣要請)	Tel Fax
但馬教育事務所 代表	Tel Fax
総務課	Tel
朝来市役所	Tel Fax
朝来市教委	Tel
養父市教委	Tel
朝来市環境部上水道課	Tel
兵庫県朝来健康福祉事務所	Tel
但馬ガス供給センター	Tel
こめや 梁瀬店	Tel
泉平北近畿魚吉営業所	Tel
関西電力豊岡営業所	Tel
電気設備管理業者 森田電気設備管理事務所	Tel
ラジオ関西 神戸本社	Tel Fax
ラジオ関西 姫路支社	Tel Fax
サンテレビ 神戸本社	Tel
サンテレビ 姫路支社	Tel
●「福祉村災害時相互応援に関する申合せ」に係る関連団体	
恵生園	Tel
真生園	Tel
平生園	Tel
グループホームわらしべ	Tel
立雲の郷	Tel
さくらの苑	Tel
●放課後等デイサービス	
ゆうあい	Tel
かのん	Tel
クローバー	Tel
かるべの郷	Tel

省
略

●福祉村連絡網



◆避難場所及び避難所一覧

＜朝来市＞朝来市 HP より（平成 30 年度 4 月 1 日現在）

※2 次避難所は、災害等が発生し多数の避難者が予想され、1 次避難所だけでは避難者を収容しきれないと判断した場合に開設される。

	名称	収容人数	1 次・ 2 次の別	避難対象地区（区）名
【和田山】				
1	林垣公民館	100	1 次	林垣
2	緑ヶ丘公民館	30	1 次	緑ヶ丘
3	秋葉台第 1 集会所	40	1 次	秋葉台 1 区
4	秋葉台第 2 集会所	40	1 次	秋葉台 2 区
5	秋葉台第 3 集会所	40	1 次	秋葉台 3 区
6	秋葉台第 4 集会所	40	1 次	秋葉台 4 区
7	寺内公民館	80	1 次	寺内
8	万葉台集会所	30	1 次	万葉台
9	高生田公民館	50	1 次	高生田
10	高生田集会所	40	1 次	高生田
11	新岡地藏堂	20	1 次	高生田
12	室尾公民館	20	1 次	室尾
13	市場公民館	50	1 次	市場
14	和田公民館	100	1 次	和田
15	竹ノ内公民館	50	1 次	竹ノ内
16	内海公民館	60	1 次	内海
17	旧糸井小学校朝日分校	120	1 次	朝日
18	糸井小学校	320	2 次	林垣、寺内、万葉台
19	秋葉台中央集会所	180	2 次	秋葉台各区、緑ヶ丘、室尾
20	糸井地区市民会館	120	2 次	高生田、市場
21	センター若竹	180	2 次	和田、竹ノ内、内海、朝日
22	駅前公会堂	160	1 次	駅前
23	寺谷公民館	50	1 次	寺谷
24	東谷公民館	70	1 次	東谷
25	平野公民館	100	1 次	平野
26	土田公民館	70	1 次	土田
27	土田市営住宅集会所	30	1 次	土田
28	西土田集会所	30	1 次	西土田
29	多世代交流センター	60	1 次	西土田
30	宮田公民館	30	1 次	宮田
31	高瀬公民館	60	1 次	高瀬
32	法道寺公民館	50	1 次	法道寺
33	岡公民館	40	1 次	岡
34	芳賀野公民館	20	1 次	芳賀野
35	宮内公民館	40	1 次	宮内
36	高田公民館	180	1 次	高田
37	朝来市役所本館・西館	300	2 次	駅前、寺谷、東谷、平野
38	朝来市福祉センター	280	2 次	駅前、寺谷、東谷、平野

39	大蔵小学校	270	2次	土田、西土田、宮内、高田
40	大蔵地区市民会館	110	2次	宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野
41	和田山ゲートボール場	400	2次	広域避難所
42	和田山老人福祉センター	120	1次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町
43	枚田七味公民館	45	1次	枚田
44	枚田段公民館	30	1次	枚田
45	枚田中地公民館	40	1次	枚田
46	枚田上地公民館	40	1次	枚田
47	枚田県営住集会所	25	1次	枚田
48	枚田市営住宅集会所	40	1次	枚田
49	枚田中央公民館	150	1次	枚田
50	市御堂公民館	40	1次	市御堂
51	比治公民館	50	1次	比治
52	法興寺公民館	50	1次	法興寺
53	立ノ原公民館	30	1次	立ノ原
54	枚田岡会館	200	1次	枚田岡
55	玉置公民館	70	1次	玉置
56	桑原公民館	50	1次	桑原
57	柳原公民館	100	1次	柳原
58	和田山体育センター	800	1次	駅北、柳原
59	枚田小学校	280	2次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町
60	防災センター	30	2次	枚田
61	兵庫県立和田山高等学校	500	2次	枚田、市御堂、比治、立ノ原
62	消防本部コミュニティ消防センター	50	2次	枚田、市御堂、比治
63	和田山ジュピターホール	200	2次	法興寺、立ノ原、枚田岡
64	和田山公民館	160	2次	桑原、玉置
65	和田山中学校	450	2次	駅北、柳原
66	白井公民館	65	1次	白井
67	宮公民館	50	1次	宮
68	久田和公民館	50	1次	久田和
69	東和田公民館	40	1次	東和田
70	中公民館	40	1次	中
71	野村公民館	40	1次	野村
72	岡田公民館	100	1次	岡田
73	弥生が丘1区集会所	35	1次	弥生が丘1区
74	弥生が丘2区集会所	35	1次	弥生が丘2区
75	東河小学校	330	2次	白井、宮、久田和、岡田、弥生が丘1区、弥生が丘2区
76	東河地区市民会館	110	2次	東和田、中、野村
77	竹田下町公民館	40	1次	竹田下町
78	米屋町公民館	30	1次	米屋町
79	観音町公民館	30	1次	観音町
80	竹田地区市民会館	170	1次	竹田中町
81	竹田上町公民館	70	1次	竹田上町
82	立雲の郷「とらふす道場」	350	1次	竹田上町

83	竹田新町公民館	60	1次	竹田新町
84	竹田地区市民会館	170	1次	殿町
85	竹田地区市民会館	170	1次	旭町
86	竹田小学校	280	1次	栄町
87	安井公民館	60	1次	安井
88	安井ミニディサービスセンター「くつろぎの里」	20	1次	安井
89	安井谷老人福祉センター	50	1次	殿
90	三波公民館	40	1次	三波
91	旧竹田小学校藤和分校	200	1次	藤和
92	久留引公民館	50	1次	久留引
93	加都公民館	70	1次	加都
94	筒江公民館	60	1次	筒江
95	久世田公民館	110	1次	久世田
96	城南台集会所	35	1次	城南台
97	竹田地区市民会館	170	1次	東町
98	天理教朝来分教会	50	1次	東町
99	竹田地区市民会館	170	2次	竹田新町、久世田、城南台
100	竹田会館	50	2次	米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、殿町、旭町、東町
101	竹田小学校	280	2次	竹田下町、栄町、久留引、加都、筒江
102	山城の郷	90	2次	安井、殿、三波、藤和
【山東町】				
1	滝田公民館	30	1次	滝田
2	大垣公民館	60	1次	大垣
3	下町公民館	30	1次	矢名瀬下町
4	中町公民館	50	1次	矢名瀬中町
5	川原町区消防コミュニティセンター	120	1次	川原町
6	山東公民館	370	1次	川原町
7	やなせ保育園	60	2次	広域避難所
8	山東公民館	370	2次	川原町
9	山東体育館	300	2次	末歳
10	梁瀬小学校	340	2次	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、上ゲ町
11	上ゲ町公民館	20	1次	上ゲ町
12	新堂公民館	30	1次	新堂
13	大内公民館	30	1次	大内
14	塩田公民館	40	1次	塩田
15	野間公民館	20	1次	野間
16	田ノ口公民館	30	1次	田ノ口
17	金浦公民館	40	1次	金浦
18	磯部地区コミュニティセンター	70	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦
19	末歳公民館	80	1次	末歳
20	山東公民館	300	1次	末歳
21	諏訪公民館	50	1次	諏訪

22	大月公民館	100	1次	大月
23	向大道公民館	120	1次	向大道
24	楽音寺公民館	60	1次	楽音寺
25	梁瀬中学校	550	1次	楽音寺
26	清水町区消防コミュニティセンター	100	1次	清水町
27	小谷公民館	30	1次	小谷
28	梁瀬中学校	550	2次	諏訪、大月、向大道、楽音寺、小谷
29	山東老人福祉センター・さんとう緑風ホール	900	2次	清水町
30	田中公民館	30	1次	田中
31	西地公民館	40	1次	西地
32	西谷公民館	30	1次	西谷
33	比叡公民館	50	1次	比叡
34	東公民館	40	1次	東
35	柴公民館	30	1次	柴
36	一品公民館	50	1次	一品
37	上早田公民館	40	1次	上早田
38	早田公民館	40	1次	早田
39	和賀公民館	70	1次	和賀
40	高齢者生きがい創造センター	80	1次	和賀
41	旧粟鹿小学校	260	2次	柴、一品、上早田、早田、和賀
42	粟鹿地区農村環境改善センター	150	2次	田中、西地、西谷、比叡、東
43	西宮市立山東自然の家	260	2次	広域避難所
44	柁木公民館	50	1次	柁木
45	溝黒公民館	30	1次	溝黒
46	山歳公民館	120	1次	山歳
47	喜多垣公民館	20	1次	喜多垣
48	迫間公民館	100	1次	迫間
49	与布土公民館	80	1次	与布土
50	森公民館	30	1次	森
51	三保公民館	100	1次	三保
52	越田公民館	60	1次	越田
53	柿坪公民館	50	1次	柿坪
54	旧与布土小学校	250	2次	柁木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森
55	与布土地区コミュニティセンター	90	2次	三保、越田、柿坪
56	照福保育園	90	2次	広域避難所
57	県立南但馬自然学校	1800	2次	迫間
58	山東婦人・若者等活動促進施設(もやいの里)	100	2次	広域避難所
59	山東ふれあいプラザ	140	2次	広域避難所
60	山東高齢者生きがい創造センター	110	2次	広域避難所
61	山東高齢者共同生活の家	150	2次	広域避難所
62	若草寮	300	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦

【朝来】				
1	物部公民館	70	1次	物部
2	桑市公民館	60	1次	桑市
3	上八代公民館	40	1次	上八代
4	立脇地区公民館	80	1次	立脇
5	あさご愛タウン集会所	70	1次	愛タウン
6	多々良木公民館	150	1次	多々良木
7	中村集会所	20	1次	多々良木
8	牧野公民館	20	1次	多々良木
9	口多々良木公民館	40	1次	多々良木
10	石田公民館	120	1次	石田
11	伊由市場公民館	40	1次	伊由市場
12	沢公民館	150	1次	澤
13	朝来福祉会館	300	1次	澤
14	山内公民館	50	1次	山内
15	納座公民館	40	1次	納座
16	川上公民館	20	1次	川上
17	山口公民館	50	1次	山口
18	立野公民館	100	1次	立野
19	新井1区公民館	60	1次	新井1区
20	新井2区公民館	80	1次	新井2区
21	新井3区公民館	50	1次	新井3区
22	八代公民館	70	1次	八代
23	中八代集会所	30	1次	八代
24	山本公民館	20	1次	山本
25	佐囊コミュニティセンター	380	1次	土肥、老波
26	佐中公民館	40	1次	佐中
27	平野公民館	70	1次	平野
28	神子畑いろりハウス	90	1次	神子畑
29	口田路公民館	30	1次	口田路
30	山口小学校	480	1次	口田路
31	中田路公民館	40	1次	中田路
32	奥田路公民館	50	1次	奥田路
33	元津公民館	50	1次	元津
34	上岩津公民館	110	1次	上岩津
35	山口小学校	480	1次・ 2次	羽瀨(1次・2次)、口田路、中田路、奥田路、八代、上八代(2次)
36	朝来中学校	700	2次	山口、立野、元津、上岩津
37	中川小学校	400	2次	物部、桑市、愛タウン
38	ささゆりホール	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、神子畑
39	老人福祉保健センター	300	2次	立脇、石田、伊由市場
40	朝来福祉会館	300	2次	澤、山内、納座、川上
41	朝来体育館	800	2次	多々良木、新井1区、新井2区、 新井3区
42	朝来公民館	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、神子畑

【生野】				
1	生野1区公民館	40	1次	生野1区
2	生野2区コミュニティ消防センター	50	1次	生野2区
3	生野町老人福祉センター	150	1次	生野3区
4	生野4区公民館	40	1次	生野4区
5	生野6区コミュニティセンター	100	1次	生野6区
6	生野新町公民館	20	1次	生野新町
7	新町ふれあいセンター	50	1次	生野新町
8	奥銀谷地区コミュニティセンター	40	1次	奥銀谷
9	シルバー生野駐車場	210台	1次	小野
10	緑ヶ丘区高齢者支援センター	40	1次	生野緑ヶ丘
11	竹原野区公民館	30	1次	竹原野
12	上生野区公民館	40	1次	上生野
13	黒川本村公民館	40	1次	黒川
14	猪野々集会所	40	1次	猪野
15	白口区公民館	20	1次	白口
16	円山区公民館	100	1次	円山
17	小田和多目的集会所	20	1次	小田和
18	北真弓ふれあいセンター	30	1次	北真弓
19	南真弓公民館	40	1次	南真弓
20	生野交流館	50	1次	南真弓
21	川尻多目的集会センター	40	1次	川尻
22	栃原公民館	90	1次	栃原
23	栃原グランド	30	1次	栃原
24	生野小学校	300	2次	生野1区、生野4区、上生野、小田和、円山
25	生野メインホール	100	2次	生野2区
26	生野老人福祉センター	150	2次	生野3区
27	生野保健センター	130	2次	生野5区
28	生野中学校	300	2次	生野6区
29	生野高等学校	100	2次	北真弓、南真弓、川尻
30	奥銀谷体育館	210	2次	生野新町、奥銀谷、小野、生野緑ヶ丘、竹原野、猪野々、白口
31	魚ヶ滝荘	70	2次	黒川
32	栃原コミュニティセンター	190	2次	菖蒲沢、栃原
33	栃原体育館	260	2次	菖蒲沢、栃原

＜福祉避難所とは＞

- ・福祉避難所は、災害時において一般の避難所での避難所生活が長期化する場合に開設される避難所です。
- ・災害時に高齢の方や障害のある方等で、特別な支援を必要とされる方が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の 6 法人 14 施設の協力を得て、「災害時における福祉避難場所提供に関する協定」を締結しています。

＜福祉避難所への避難の流れ＞

- 1 災害が発生した場合は、原則として一般の避難所（公民館、体育館等）に避難していただきます。（直接、福祉避難所に避難することはできません）
- 2 避難生活が長期化する場合には、福祉避難所の受け入れスペースや人員の体制が整い次第、福祉避難所を開設し、特別な支援が必要な方には移動していただきます。移送手段がない場合には施設等から迎えに行きます。

	施設の名称	所在地
1	特別養護老人ホームいくの喜楽苑	生野町竹原野 240 番地
2	朝来市ケアハウス竹原野	生野町竹原野 237 番地
3	グループホーム竹原野	生野町竹原野 222 番地
4	特別養護老人ホームあさがおホール	新井 148 番地
5	朝来市ケアハウス朝来	新井 179 番地
6	特別養護老人ホーム緑風の郷	山東町一品 424 番地
7	グループホーム木の香	山東町一品 424 番地
8	特別養護老人ホーム平生園	和田山町竹田 1779 番地
9	グループホームわらしべ	和田山町竹田 1957 番地 1
10	恵生園	和田山町竹田 1811 番地
11	真生園	和田山町竹田 1958 番地
12	立雲の郷	和田山町竹田 2063 番地 3
13	デイサービスセンターかしのき園	和田山町宮田 1878 番地 4
14	地域密着型特別養護老人ホームさくらの苑	和田山町竹田 2486 番地 10

<養父市>養父市 HP より（平成 30 年度 4 月 1 日現在）

○指定緊急避難場所（災害が発生した際に最初に避難する場所）

番号	施設名	地区	災害種別	
			風水土砂災害	地震災害
【養父】				
1	長野区元気交流館	長野区	○	○
2	建屋小学校	中央区	○（早期避難・車利用）	○
3	野谷公民館	野谷区	○	○
4	餅耕地公会堂	餅耕地地区	○	○
5	建屋小学校	建屋区	○	○
6	建屋小学校	新町区	○	○
7	建屋小学校	能座区	○（早期避難・車利用）	○
8	建屋小学校	森区	○（早期避難・車利用）	○
9	三谷こども園	三谷区	○（早期避難・車利用）	○
10	建屋小学校	船谷区	○（早期避難・車利用）	○
11	養父中学校	大坪区	○（早期避難・車利用）	○
12	大坪公会堂	大坪区	×	○
13	畑中央公民館	畑区	○	○
14	養父中学校	稲津区	○（早期避難・車利用）	○
15	稲津村づくりセンター	稲津区	×	○
16	浅野公会堂	浅野区	○	○
17	養父中学校	新津上区	○（早期避難・車利用）	○
18	新津公民館	新津区	○	×
19	養父中学校	新津区	○	○
20	玉見コミュニティ消防センター	玉見区	○	○
21	養父中学校	左近山区	○（早期避難・車利用）	○
22	伊豆コミュニティ消防センター	伊豆区	○	○
23	十二所生きがい福祉センター	十二所二区	○	○
24	十二所一区交流センター	十二所一区	○	○
25	広谷地域コミュニティセンター	広谷一区	○	○
26	広谷地域コミュニティセンター	広谷二区	○	○
27	広谷地域コミュニティセンター	広谷三区	○	○
28	上箇コミュニティセンター	上箇区	○	○
29	上野農事集会所	上野区	○	○
30	旧東上野集会所	東上野区	○	○
31	はさまじ区集会所	はさまじ区	○	○

32	木の香る小城交流促進センター	小城区	○	○
33	学校給食センター駐車場	小城区	○	○
34	広谷小学校	藪崎区	○	○
35	福井建設事務所	上藪崎区	○	○
36	養父小学校	養父市場区	○	○
37	大藪農業倉庫	大藪区	○	○
38	高中特産物生産組合	高中区	○	○
39	奥米地自然体験施設「キララ」	奥米地区	○	○
40	中米地公民館	中米地区	○	○
41	養父小学校	鉄屋米地区	○（早期避難）	○
42	養父小学校	口米地区	○（早期避難）	○
43	養父小学校	大塚区	○（早期避難）	○
44	堀畑公民館	堀畑区	○	○

【大屋】

番号	施設名	地区	災害種別	
			風水土砂災害	地震災害
1	中尾工務店	宮垣区	○（早期避難）	○
2	アート・エーエム	宮垣区	○（早期避難）	○
3	旧口大屋小学校	上山区	○（早期避難・ 車利用）	○
4	旧口大屋小学校	樽見区	○	○
5	おうみ集会所	おうみ区	×	○
6	旧口大屋小学校	おうみ区	○	○
7	旧口大屋小学校	中区	○	○
8	中公民館	中区	×	○
9	旧口大屋小学校	由良区	○	○
10	由良公民館	由良区	×	○
11	大屋小学校	夏梅区	○（早期避難）	○
12	夏梅会館	夏梅区	×	○
13	加保公民館	加保区	○	○
14	大屋市場公民館	大屋市場区	○	○
15	大屋小学校	山笠区	○	○
16	大杉公民館	大杉区	○	○
17	糸原公民館	糸原区	○	○
18	南谷ふるさとセンター	宮本区	○	○
19	門野公民館	門野区	○	○
20	須西生活改善センター	須西区	○	○
21	和田多目的集会センター	和田区	○	○
22	あけのべ憩いの家	明延区	○	○
23	大屋小学校	蔵垣区	○	○
24	西谷地区公民館	筏区	○	○
25	中間荘	中間区	○	○
26	養父市栗ノ下高齢者交流センター	栗ノ下区	○	○
27	若杉会館	若杉区	○	○
28	大谷集会所	若杉区	○	○
29	横行公民館	横行区	○	○

○指定避難所（避難生活を送る施設）

番号	施設名	ブロック	災害種別	
			風水土砂災害	地震災害
1	建屋小学校	建屋ブロック	○	○
2	三谷コミュニティスポーツセンター	建屋ブロック	×	○
3	養父市森石ヶ堂管理所	建屋ブロック	×	○
4	養父市森石ヶ堂ふれあいセンター	建屋ブロック	×	○
5	養父市森石ヶ堂ログハウス森の郷	建屋ブロック	×	○
6	養父公民館	広谷ブロック	○	○
7	養父体育館	広谷ブロック	○	○
8	広谷小学校	広谷ブロック	○	○
9	養父中学校	広谷ブロック	○	○
10	養父小学校	養父ブロック	○	○
11	養父市自然体験学習館「めいじ」	養父ブロック	×	○
12	養父市辺地対策宿泊施設「ほたるの館」	養父ブロック	×	○

番号	施設名	ブロック	災害種別	
			風水土砂災害	地震災害
1	口大屋高齢者コミュニティセンター	口大屋ブロック	×	○
2	旧口大屋小学校	口大屋ブロック	○（2階）	○
3	大屋公民館	大屋ブロック	○	○
4	大屋小学校	大屋ブロック	○	○
5	おおやB & G 海洋センター	大屋ブロック	○	○
6	大屋中学校	大屋ブロック	○	○
7	旧南谷小学校校舎棟	南谷ブロック	○	○
8	南谷ふるさとセンター	南谷ブロック	○	○
9	あけのへ自然学校	南谷ブロック	○	○
10	食品カンパニー但馬醸造所（旧西谷小学校校舎棟空き教室）	西谷ブロック	○	○

○福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。（養父市 HP より）

番号	施設名	地区
1	特別養護老人ホーム妙見荘	八鹿
2	公立八鹿病院老人保健施設	八鹿
3	特別養護老人ホームかるべの郷さざんか 養護老人ホームかるべの郷あじさい	養父
4	特別養護老人ホームおおやの郷	大屋
5	障害者支援施設琴弾の丘	大屋
6	特別養護老人ホームはちぶせの里	関宮
	帰宅困難者用避難所	

○帰宅困難者用避難所

※災害発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設です。

番号	施設名
1	道の駅ようか「但馬蔵」

避難所の状況連絡票

※ 報告経路 避難所 → 市町村(災害対策本部) → 市町村(保健福祉部署)

記入日: 年 月 日 時		記入者:	
避難所名:		所在地: 市・町・村	
避難所リーダー名:			
避難者数 (概数)	総 数	総数 人 (男 人, 女 人)	
		(再掲) 介助が必要な高齢者や障害者等 () 人 妊婦 () 人 乳児※1歳未満 () 人 幼児※1歳以上就学前 () 人	
	医療の必要な方 ※重複可	ケガをしている方 () 人	小児科医療の必要な方 () 人
		人工透析の方 () 人	産婦人科医療の必要な方 () 人
		酸素療法が必要な方 () 人	精神科医療の必要な方 () 人
		その他医療の必要な方 () 人 (内容:	
ペット	犬(匹) 猫(匹)		
生活環境	ライフライン	電 気	使用可・否
		水 道	使用可・否
		ガ ス	使用可・否
		電 話	携帯:使用可・否 固定:使用可(番号)・使用不可
生活	ト イ レ	ヶ所(充足・不足) 洋式便器(有・無)	
		くみとり 水洗(使用可・使用不可)	
	手 洗 い	ヶ所(充足・不足)	
	食 糧	食糧(充足・不足) 飲み物(充足・不足)	
要 望	食糧・飲み物	食糧(人分) 飲み物(人分)	
	生活用品 (不足のもの に○印)	トイレットペーパー 生理用ナプキン オムツ(大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 タオル 衣服()	
	その他		

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】

【受理確認方法】 避難所からの直持ち・支援団体経由の送致・FAX・電話等聞き取り
その他()